

令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会

令和8年3月11日(水) 14:30~17:30
於 釧路地方合同庁舎5階 第一会議室
オンライン併用あり

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施結果及び
令和8年度実施計画について
 - (2) 関係者からの報告
 - (3) 餌付け対策について
 - (4) 列車事故対策について
 - (5) その他
4. 閉会

資料一覧

- 参考資料
- ①オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会設置要領
 - ②オジロワシ保護増殖事業計画
 - ③オオワシ保護増殖事業計画
 - ④オジロワシ・オオワシ保護増殖事業アクションプラン

(1) 令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施結果及び令和8年度実施計画について

●北海道地方環境事務所・釧路自然環境事務所

【資料 1-1】 オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施報告及び令和8年度実施計画

【資料 1-2】 知床越冬個体数長期モニタリング結果について

【資料 1-3】 傷病収容に係る結果のまとめ

別紙 1) 散弾を被弾したオジロワシの収容について（環境省報道発表）

別紙 2) 風力発電施設による海ワシ類のバードストライク続発事例と対応について

【資料 1-4】 オジロワシ・オオワシ保護増殖事業計画アクションプラン実施状況

【資料 1-5】 石狩川中下流流域におけるオジロワシの鉄塔への営巣事例について

●北海道開発局

【資料 2-1】 令和7年度 オジロワシ・オオワシ保護に関わる事業実施状況および令和8年度の実施計画（概要）（非公開）

【資料 2-2】 令和7年度 オジロワシ・オオワシ保護に関わる事業実施状況および令和8年度の実施計画（非公開）

●北海道森林管理局

【資料 3】 令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施状況及び令和8年度実施計画について

(2) 関係者からの報告

●北海道環境生活部自然環境局

【資料 4-1】 希少猛禽類保護のための狩猟に関する道の取組について

【資料 4-2】 エゾシカ捕獲における鉛散弾の使用について

【資料 4-3】 エゾシカ捕獲と鉛散弾（普及啓発資料）

●小菅委員

【資料 5-1】 域外保全オジロワシ年齢構成について（非公開）

【資料 5-2】 域外保全オオワシの年齢構成について（非公開）

●河口委員

【資料 6】 飛翔動物に対する風発対策及び評価について

(3) 餌付け対策について

【資料 7-1】 餌付け対策に係る取組みについて

【資料 7-1 別紙 1】 餌付け対策に係る展示資料

【資料 7-1 別紙 2】 餌付け対策に係る自治体向け説明資料

【資料 7-1 別紙 3】 餌付け対策に係るアンケート

【資料 7-1 別紙 4】 北海道内における野鳥での高病原性鳥インフルエンザの感染・まん延防止に向けた取組の周知徹底について

【資料 7-2】 羅臼海域における海ワシ類への餌付け等に係る対策について

【資料 7-2 別紙】 羅臼海域観光船アンケート

(4) 列車事故対策に係る取組みについて

【資料 8】 列車事故対策に係る取組みについて

(5) その他

資料無し

令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖検討会 出席者一覧

※下線・網掛け:WEB参加予定者

	氏 名	所 属 ・ 役 職
検討委員	河口 洋一	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 教授
	黒澤 信道	公益財団法人日本野鳥の会 釧路支部 支部長
	小菅 正夫	北海道大学 客員教授
	齊藤 慶輔	株式会社猛禽類医学研究所 代表
	中川 元	公益財団法人知床自然アカデミー 業務執行理事
関係行政機関		北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 上席専門官
		北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課
		北海道森林管理局 計画保全部 計画課 生態系保全係長
		北海道森林管理局 計画保全部 計画課 保全調整係長
		北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 補佐
		北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 係長
		北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課 補佐
		北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課 主査
	北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課 主任	
環境省		北海道地方環境事務所 野生生物課 課長
		北海道地方環境事務所 野生生物課 課長補佐
		北海道地方環境事務所 野生生物課 課長補佐
		北海道地方環境事務所 野生生物課 専門官
		北海道地方環境事務所 野生生物課 自然保護官補佐
		北海道地方環境事務所 環境対策課 課長補佐
		北海道地方環境事務所 環境対策課 環境影響調査員
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 所長
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 野生生物課 野生生物企画官
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 野生生物課 自然保護官
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 野生生物課 自然保護官
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 釧路湿原自然保護官事務所 自然保護官
		北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所 羅臼自然保護官事務所 自然保護官
		北海道地方環境事務所 大雪山国立公園管理事務所 所長
	北海道地方環境事務所 大雪山国立公園管理事務所 係員	
オブザーバー・関係者等		釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 主事
		株式会社猛禽類医学研究所 副代表
		釧路市立博物館
		円山動物園 飼育展示・診療担当課 飼育展示二担当係長
		円山動物園 飼育展示・診療担当課 飼育展示二担当係
		旭川市旭山動物園 主査
		根室市歴史と自然の資料館
		NPO法人EnVision環境保全事務所
		NPO法人EnVision環境保全事務所
		JR北海道 釧路支社 技術次長
		JR北海道 釧路支社 技術施設グループリーダー

オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施報告 及び令和 8 年度実施計画

北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. オジロワシ・オオワシ保護増殖事業実施結果

<モニタリング関係>

(1) 越冬個体数等調査業務

本業務は、オジロワシ・オオワシ合同調査グループが 1980 年代より毎年 2 月下旬に実施している越冬個体数調査に追加する形で、3 年に 1 度を目途に、冬季に 5 回（11 月下旬、12 月下旬、1 月下旬、2 月下旬、3 月上旬）調査を実施しているもの。これにより、越冬期間中の個体数の年変動や季節的な移動の変化について把握を図る。なお、調査は全道約 160 箇所で行っている。

前回調査は令和 5 年度に実施し、令和 6 年度業務として解析（作業の省力化等のため GIS をベースとした手法の試行を含む）を行い、報告書としてまとめている。次回調査は令和 8 年度に実施を予定している。

(2) オジロワシ営巣実態把握調査業務

本業務は、国内で繁殖するオジロワシ個体群について営巣実態及び繁殖集団の時空間的な動態把握を可能とする長期的なモニタリング体制の構築並びに手法確立を図ることを目的として実施している。

令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間で令和 3 年度に策定した長期モニタリングマニュアル原案に基づく繁殖状況調査を試行した。

今後、試行した繁殖状況調査の結果をふまえ、予定している長期モニタリングマニュアル原案の見直しとマニュアルの成案化に向けたとりまとめ方針について検討を行う予定となっている。

(3) 知床国立公園における長期モニタリング（資料 1-2）

世界自然遺産地域の長期モニタリング調査の一環として、平成 22 年度より継続して、ウトロ・羅臼の各自然保護官事務所の職員による越冬個体数調査（11 月第 1 週～4 月第 1 週、1 回/週）を実施している。

令和 6 年度の実施結果について知床白書で報告を行った。

斜里・羅臼 2 町の合計確認個体数（延べ数）は、オオワシは昨年並み（2, 113 ⇒ 2, 146）、オジロワシは増加（1, 332 ⇒ 1, 459）であった。

＜減少要因・リスクへの対処＞

（４）WLCにおける傷病個体の収容・治療・リハビリ等（資料 1－3）

釧路湿原野生生物保護センター（WLC）において、傷病個体を収容し、治療、リハビリ及び野生復帰を行うとともに、傷病発生数抑制のため剖検等による収容原因の究明を実施した。

また、環境省が保有している道内における傷病発生に関わる各種データ（収容個体数推移、収容原因や経緯、収容原因別の個体数、収容地点）の情報整理や報道発表を実施した（令和 7 年 5 月 30 日）。

【オジロワシ】

令和 6 年度の収容件数は 58 件で、令和 5 年度の 51 件から増加した。収容原因は列車事故（18.5%）、交通事故（14.8%）、風車事故（13.9%）、「その他」の順である。高病原性鳥インフルエンザへの感染は 2 羽確認した。また、6 羽放鳥した。

【オオワシ】

令和 6 年度の収容件数は 52 件で、令和 5 年度の 22 件から大幅に増加し平成 12 年度以降最多となった。収容原因は列車事故（23.7%）、鉛中毒（16.4%）、感電事故（9.9%）、「その他」の順である。高病原性鳥インフルエンザへの感染は 1 羽確認した。また、放鳥実績なし。

※ 原因を特定できたものの中では、原因を特定しやすい列車事故が最も多い結果となっているが、原因「不明」も一定割合を占めている点に留意が必要

（５）列車事故防止にかかる JR との連携

オジロワシ・オオワシなど希少鳥類の列車事故防止のため、JR 北海道釧路支社と連携の上、以下の取組を実施。

ア オジロワシ・オオワシの列車事故発生の際には、JR 北海道と連携・協働のうえ、なるべく速やかに生体/死体の回収を実施。

イ JR 北海道と釧路自然環境事務所で連絡会議や現地調査も実施し、講じるべき対応策の検討・試行も協働で実施している。

ウ 北海道地方環境事務所管内においては、R6 年度の宗谷本線に続き、R7 年度は石勝線の占冠～十勝清水間において、事故発生要因を分析するための調査（列車同乗・周辺環境確認・過去の記録分析）を行い、R8 年度には JR 向け資料を作成して対策検討を進める予定。

エ 列車事故や自動車事故で発生したエゾシカ轢死体を隠すことでオジロワシ・オオワシの飛来を抑止する、覆隠シートの開発・改良を JR 北海道釧路支社・猛禽類医学研究所とともに実施。令和 4 年度に試作版を設計、令和 5 年度は試作版を製作。令和 6 年度からは試行運用を開始した。また、関係者向けの普及啓発や、花咲線沿線における捕獲の必要性を認識いただくため根室地域の関係者との情報交換会等を開催。

オ 列車事故防止の取組みへの理解醸成と情報収集のため、第 25 回「野生生物と交通」シンポジウムで取組についての事例発表を行った。

(6) 海ワシ類への餌付け等に係る対策

羅臼町の海域において、鯨類や海ワシ類をはじめとする海域の野生動物の保護と持続可能な利用の両立を図ることを目的として、羅臼町で運行している観光船事業者、観光協会、羅臼町、知床財団等を構成機関とする羅臼海域連絡協議会を設置している。

協議会の取組として、各観光船事業者の撒く餌の量やワシ飛来数等について、観光船事業者からの報告をもとに集計し、情報共有している。また、満足度アンケートを実施し、撒く餌の量の多寡がワシの飛来数や利用客の満足度に影響するのかを注視しながら、餌付け削減の議論を継続している。

令和7年度第2回協議会においては、羅臼自然保護官事務所から、海ワシウォッチングツアーに係るモニタリングへの協力及び餌付け量の削減への協力を呼びかけた。

- ・羅臼海域連絡協議会（事務局：羅臼自然保護官事務所）の開催（令和7年度は令和7年5月と令和8年1月の2回）

また、令和2年度事業で作成した一般向け展示資料及び自治体向け説明資料について、令和7年度事業として自治体担当者等からのヒアリング等を行い、内容の更新・見直しを行った。作成した資料は来年度以降の普及啓発の取り組みで活用する。

(7) 根釧地域におけるシマフクロウ等4種の生息環境整備の推進

保護増殖事業が最終目標とする「自然状態で安定的に生息できる状態」の達成のためには生息環境の回復が不可欠であるため、シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシ（以下「4種」という。）の生息地として特徴的な自然環境を多く有する根釧地域において、各種取組を行っている。

令和3年度～4年度	標津川流域における4種の餌環境改善を目標として、主に底生魚類（エゾハナカジカ等）の遡上・生息環境改善のための魚道改良や生息環境創出を標津川支流の最下流で実施した。
令和5年度	魚道改良などの実施地点で魚類資源量調査を実施したほか、市民魚道整備に係る手引き書を作成。また、根室地域での取組展開に向けて、現地視察や有識者へのヒアリングなどにより方針検討を実施した。
令和6年度	生息環境整備の方策検討等のための標津・根室エリアにおける魚類資源量調査を実施した。
令和7年度	標津川支流における地域協働型の体制による魚類資源状況の改善や地域における意識醸成を目指して、当該河川における方針整理にかかる情報収集や、関係者間の認識共有等のための会議開催等を実施した。

<普及啓発>

(8) 釧路湿原野生生物保護センターにおける普及啓発

釧路湿原野生生物保護センターの入館者に対して、展示室にてオジロワシ、オオワシ、シマフクロウ、タンチョウの生態やセンターの役割、傷病事故発生状況・対策について紹介している。

また、傷病により終生飼育となり展示ケージで飼養されているオジロワシ・オオワシを活用し、それらの個体が収容された原因や事故対策の詳細について獣医師が解説するバックヤードツアーを実施している。

令和6年度入館者数：12,178名（令和5年度：11,394名）

令和6年度バックヤードツアー利用者数：1,454名（令和5年度：1,424名）

<その他>

(9) 交通事故と個体数動態に係る解析業務

北海道内で発生しているオジロワシおよびオオワシを含む希少鳥類の交通事故について、個体数動態データを踏まえた時空間的な解析を実施した。交通事故件数と個体数との関係を明らかにし、その結果を今後の交通事故対策に活用することを目的とする。

2. 令和8年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業について（予定）

今年度に引き続き、上記（1）～（8）について継続して実施予定。特に、重点的な事業として以下を予定している。

(1) 越冬個体数等調査業務

3年ごとの本調査の実施年にあたる。

(2) オジロワシ営巣実態把握調査業務

オジロワシ営巣実態把握調査について、モニタリング体制構築等について実施する。

(3) 列車事故防止にかかる JR との連携

列車事故対策について、引き続き釧網線を対象にした列車事故防止策の検討を実施するとともに、石勝線においても JR と事故対策の検討を行う。

(4) 海ワシ類への餌付け等に係る対策

令和7年度事業で作成した普及啓発資料を活用し、自治体職員及び一般向けに理解醸成のための取組みを実施する。

3. 関連事業に関する情報

生殖細胞保存による希少猛禽類の域外保全の推進（環境研究総合推進費）

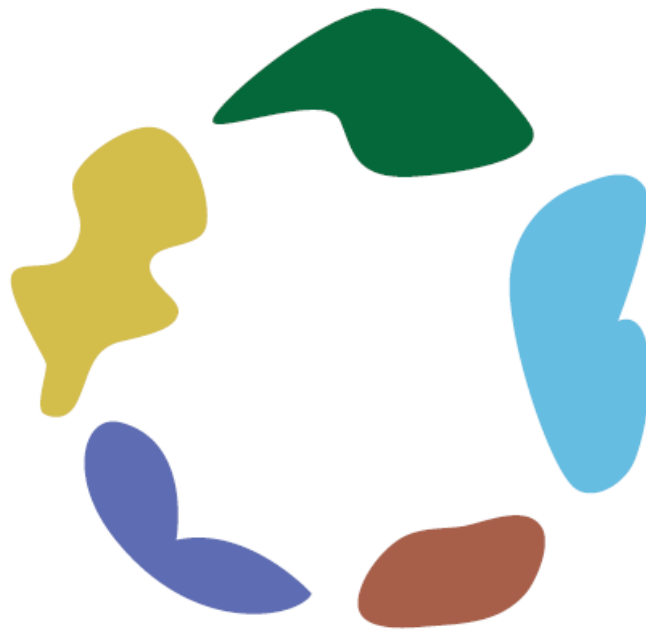
オジロワシ・オオワシを含む鳥類の生殖細胞の安定保存により、長期的かつ多様な遺伝資源保全ができるよう技術開発等に取り組むもの。令和6年度～8年度の実施計画（研究代表機関：京都大学）。

サブテーマ1：希少猛禽類の生殖細胞の保存技術の確立による保存マニュアルの作成

サブテーマ2：保存生殖細胞の遺伝情報アーカイブの整備

	令和7年度実績	令和8年度予定
サブ テーマ1	<ul style="list-style-type: none"> ・精子の受精能力の検討 ・卵子の発育能力の検討 ・他の猛禽類への応用 	<ul style="list-style-type: none"> ・卵巣培養法の開発 ・精子・卵巣保存法の確立 およびマニュアル化 ・精子・卵巣の保管
サブ テーマ2	<ul style="list-style-type: none"> ・機能遺伝子の特定 ・繁殖に影響する変異の特定 ・DNAメチル化率から年齢推定 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝情報アーカイブの整備 ▼生殖細胞採取個体ごとの血縁関係、機能遺伝子型、年齢

知 床 白 書



令和6(2024)年度 知床世界自然遺産地域年次報告書

環境省釧路自然環境事務所

林野庁北海道森林管理局

北 海 道

4. オオワシ・オジロワシ

環境省では、平成 18(2006)年度からオオワシ・オジロワシの飛来数調査を実施している。令和 6(2024)年度は、令和 6(2024)年 11 月 6 日から令和 7(2025)年 4 月 2 日にかけて、斜里町側では知布泊～岩宇別の約 28km、羅臼町側では湯ノ沢～羅臼川河口及び於尋麻布漁港～相泊漁港の約 35km のそれぞれの調査区間において、道路沿いや流水上、河川沿いのオオワシ・オジロワシの個体数を調査した。

オオワシ及びオジロワシの合計(不明を含む)が最多となったのは、斜里町側では 3 月 12 日の 225 羽、羅臼町側では 2 月 19 日の 657 羽であった。

<オオワシ>

斜里町側・羅臼町側とも調査期間を通して確認された。オオワシが最も多く確認されたのは、斜里町側では 3 月 12 日の 133 羽、羅臼町側では 2 月 19 日の 390 羽であった。

<オジロワシ>

斜里町側・羅臼町側とも調査期間を通して確認された。オジロワシが最も多く確認されたのは、斜里町側では 12 月 11 日の 59 羽、羅臼町側では 2 月 19 日の 240 羽であった。

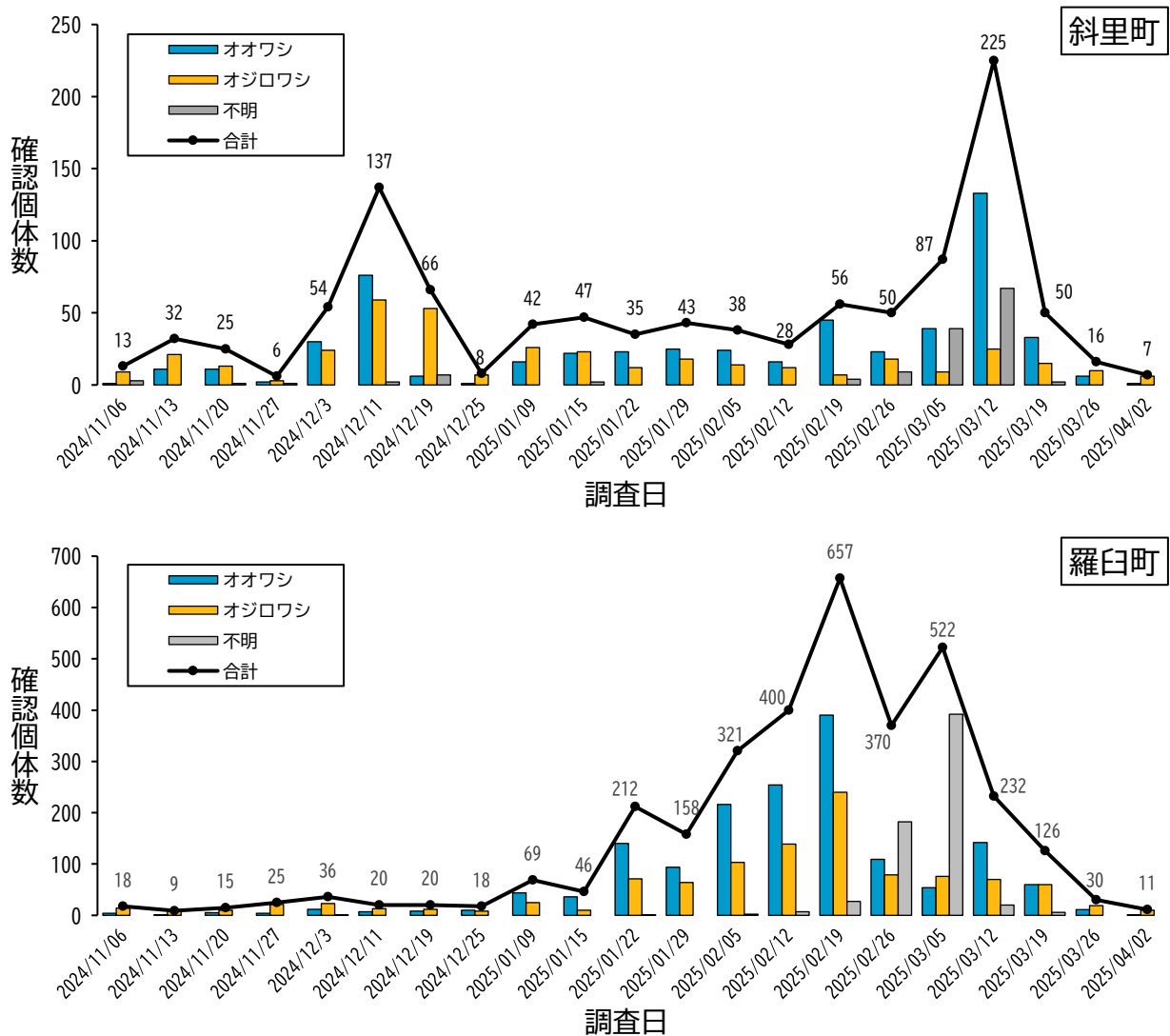


図 13. 斜里町側(上図)と羅臼町側(下図)における令和 6(2024)年度のオオワシとオジロワシの観測個体数の変化

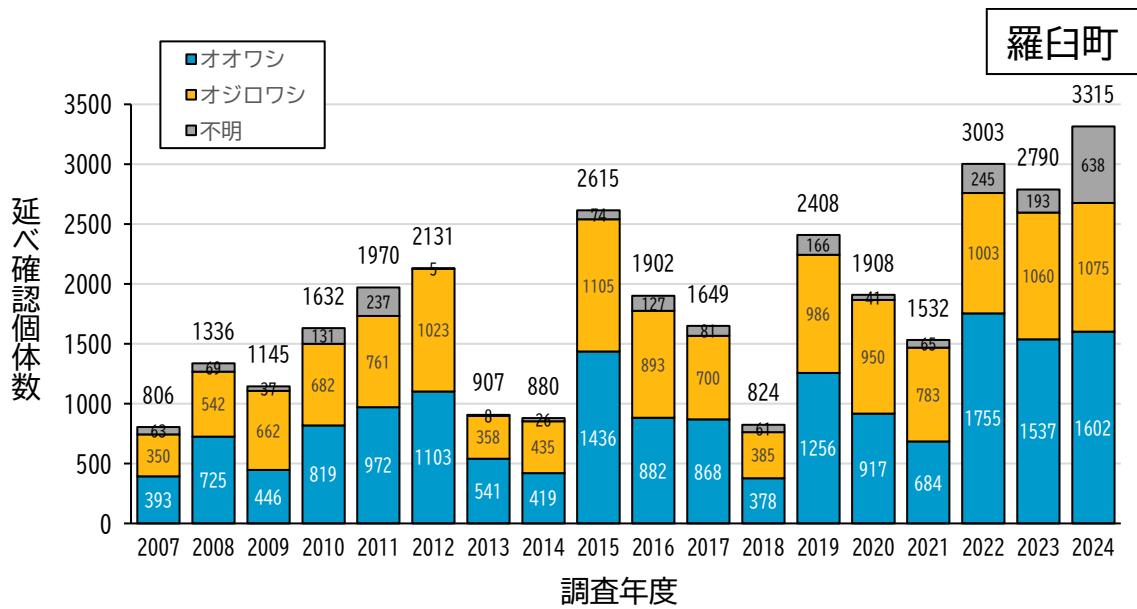
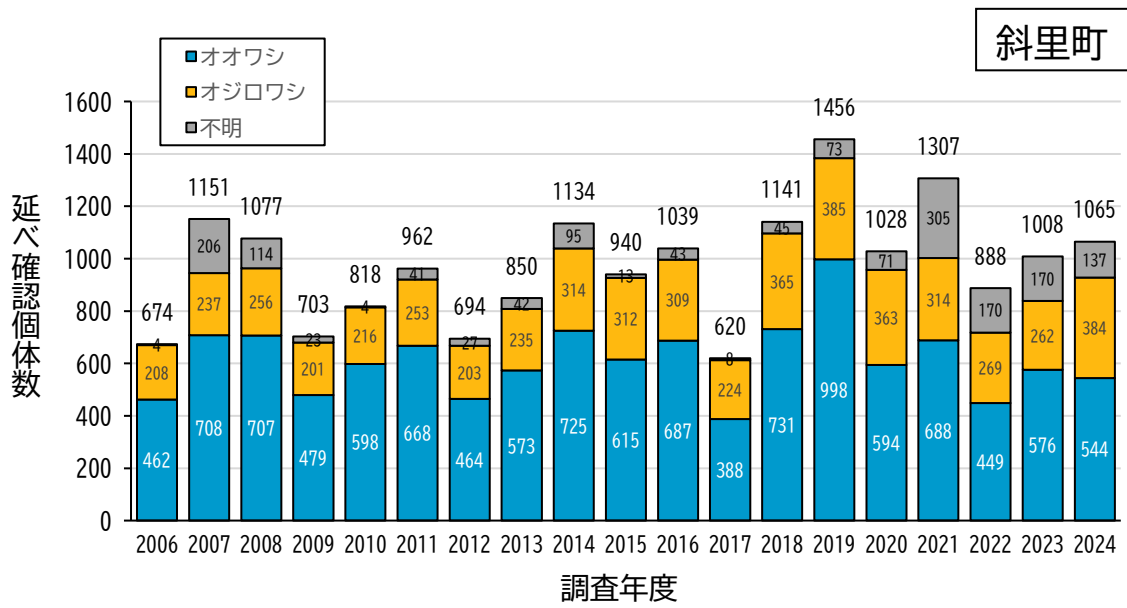


図 14. 斜里町側(上図)と羅臼町側(下図)におけるオオワシとオジロワシの延べ観察個体数の経年変化。平成 18(2006)年度の調査は斜里町側でのみ実施し、羅臼町側では実施せず。



図 15. オオワシ (左) とオジロワシ (右) (環境省提供)

オジロワシ傷病個体収容結果

表 1 平成 12～令和 7 年度オジロワシ傷病個体収容結果（令和 8 年 1 月末時点）

年度	(件)											(羽)			
	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	鉛中毒	鉛暴露	落水	栄養不良	その他	不明	死体	生体	収容個体数	うち鳥フル
H12 (2000)	1	1									12	6	8	14	
H13 (2001)	2	1		1		3			1		3	5	6	11	
H14 (2002)	1			2	2	6		1	1	2	2	8	8	16	
H15 (2003)	3	2	2			2		1	1			9	2	11	
H16 (2004)	2	2	1	2	1	2				2	2	6	8	14	
H17 (2005)	5		1	3		1	1		2		2	5	9	14	
H18 (2006)	3		3	1	1	1	1	1	3		5	9	9	18	
H19 (2007)	8	1	6	2		1			1		2	14	6	20	
H20 (2008)	5	2	5	1	1	3			1		5	16	7	23	
H21 (2009)	3	2	4	1		2		1		1	5	7	12	19	
H22 (2010)	3	2	4		1	2			2	3	7	14	10	24	
H23 (2011)	3	3	4	4	1	2	2	1		6	4	9	19	28	
H24 (2012)	1	2	3	1	1	2		2	1	2	2	8	9	17	
H25 (2013)	6	3	7	1	1	4			3	1	3	15	14	29	
H26 (2014)	3	4	3	3	2	1	1		3	1	2	16	6	22	
H27 (2015)	5	6		2	1	1	1		1	2	6	13	12	25	
H28 (2016)	7	4	3	1	1	2		1	1	4	8	19	13	32	
H29 (2017)	3	12	7	2	3				4	2	6	30	9	39	
H30 (2018)	5	10	2	1	3	1	1				3	18	7	25	
RO1 (2019)	6	5	8	2	1	3	1			6	1	16	14	30	
RO2 (2020)	8	11	6	1	3			2	4	5	14	34	19	53	1
RO3 (2021)	5	11	1	1	4	1				7	8	26	12	38	7
RO4 (2022)	4	13	5		3	1				2	38	47	19	66	14
RO5 (2023)	8	19	8	1	3		1			4	8	39	12	51	4
RO6 (2024)	5	15	16	4	5					1	12	43	15	58	2
RO7 (2025)	1	13	4	0	1	0	0	0	0	1	13	26	7	33	2
計	105	131	99	37	38	41	9	10	29	51	160	432	265	697	28

- ※1 表中のデータは原因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。
- ※2 各原因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる収容個体が存在することによる。
- ※3 青森県で発生した風車衝突2件（平成23年度に1件、平成25年度に1件）を含む。
- ※4 平成19年度の「風車衝突」には「風車衝突の疑い」が1件含まれる。
- ※5 「鉛中毒」は血中鉛濃度 0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度 2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度 0.1～0.6ppm又は肝臓中鉛濃度 0.2～2ppmであったものを示す。
- ※6 「その他」には、トラバサミ、羅網、食中毒、農薬中毒、感染症、街灯衝突、早期巣立ち、巣立ち失敗等が含まれる。
- ※7 平成28年度及び平成29年度の各原因別の収容件数が平成30年4月に発表したものと異なるが、これは剖検により収容原因が判明したことによる。
- ※8 「鳥フル」は、収容後の遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認されたものを示す。

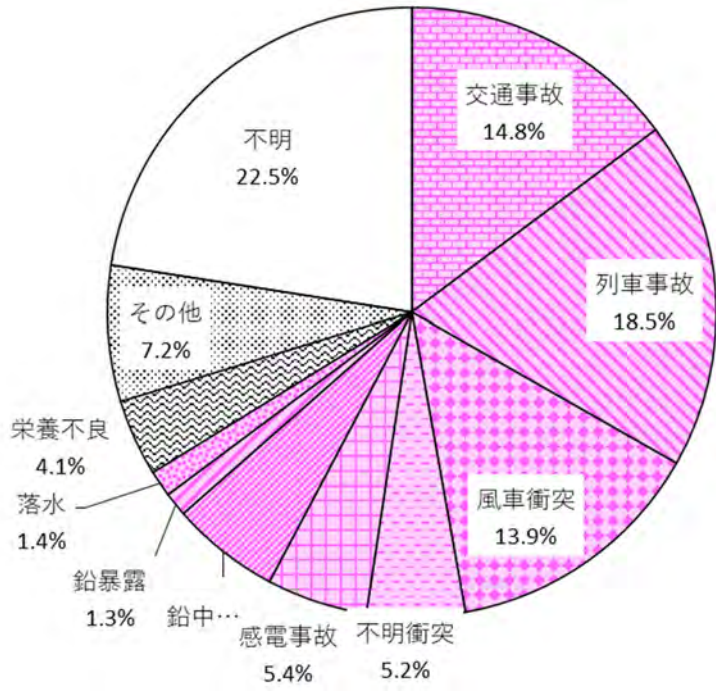


図1 オジロワシ收容原因別割合 (H12-R7 年度)

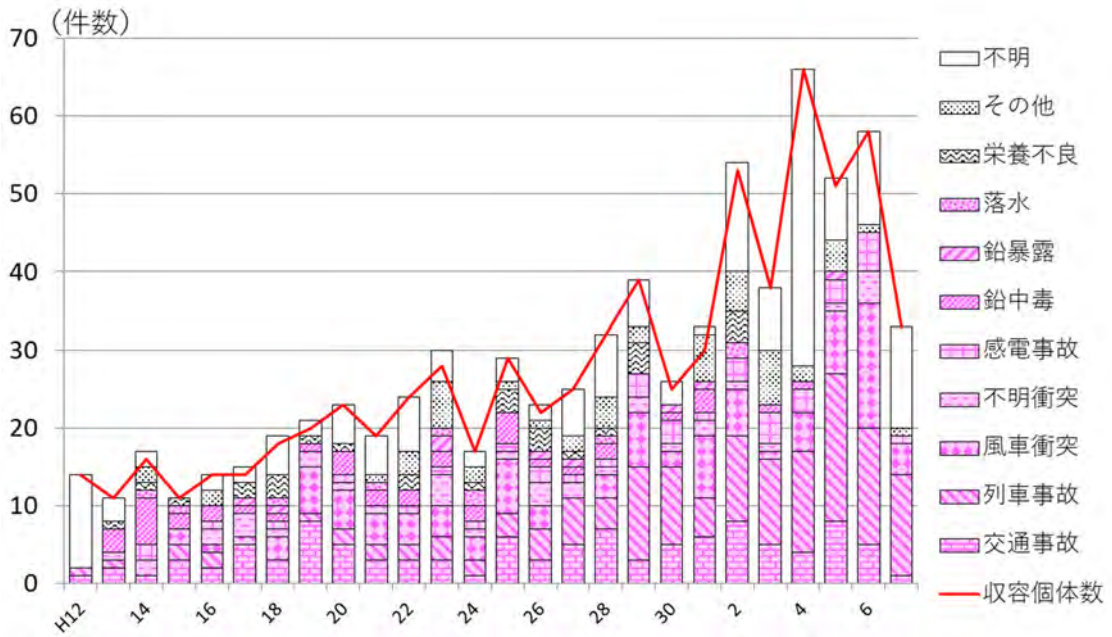


図2 オジロワシ年度別收容件数 (H12-R7 年度)

※ピンクで示しているのは人為活動が原因となるもの

※各原因別の收容件数の合計が收容个体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容个体があるため。

オオワシ傷病個体收容結果

表 2 平成 12～令和 8 年度オオワシ傷病個体收容結果（令和 8 年 1 月末時点）

年度	(件)											(羽)			うち 鳥フル
	交通 事故	列車 事故	風車 衝突	不明 衝突	感電 事故	鉛中毒	鉛暴露	落水	栄養 不良	その他	不明	死体	生体	收容個 体数	
H12 (2000)	1					12				1	4	9	9	18	
H13 (2001)				1	2	7			1	1	4	9	7	16	
H14 (2002)		1		4	1	5		2		1	2	11	5	16	
H15 (2003)				3	2	9			2	1	2	12	7	19	
H16 (2004)	4			1	5	8			3	2	3	14	10	24	
H17 (2005)	3			1	4	1				2		9	2	11	
H18 (2006)	3	3			2	2	1		4	4	1	9	8	17	
H19 (2007)		3		2		8			2			7	8	15	
H20 (2008)		1			2	7					7	14	2	16	
H21 (2009)	3		1	5		1		1			2	5	8	13	
H22 (2010)	2	2			2	2				1		8	1	9	
H23 (2011)	2				1	5		1			2	6	5	11	
H24 (2012)	4	1			1	2	1	1	1	1	1	6	6	12	
H25 (2013)	2	4		3	4	2		1	1	1	6	10	14	24	
H26 (2014)	1			2	2	3			2		3	7	6	13	
H27 (2015)	2	7		1	1	2	4	2		1	2	12	10	22	
H28 (2016)	3	5		1	3	3	1		1	1	6	16	8	24	
H29 (2017)		11	1	4	4	1	1	1	2	2	2	18	9	27	
H30 (2018)	4	9	1		1	2	2	1	3	2	8	26	6	32	
RO1 (2019)	2	12		1	1					2	7	21	4	25	
RO2 (2020)	2	10		1	1	2		1	1	2	5	14	10	24	
RO3 (2021)	1	12			2	1			1	3	9	25	4	29	3
RO4 (2022)	1	6	1		2					1	10	18	3	21	1
RO5 (2023)	1	10	1	2	2	1				1	4	17	5	22	1
RO6 (2024)	5	27		2	7						11	43	9	52	1
RO7 (2025)	1	5	0	0	4	0	0	0	0	0	6	15	1	16	0
計	46	129	5	34	52	86	10	11	24	30	101	346	166	512	6

※ 1 表中のデータは原因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。

※ 2 各原因別の收容件数の合計が收容個体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容個体が存在することによる。

※ 3 「鉛中毒」は血中鉛濃度 0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度 2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度 0.1～0.6ppm又は肝臓中鉛濃度 0.2～2ppmであったものを示す。

※ 4 「その他」には、油汚染、羅網、銃撃、溺死等が含まれる。

※ 5 「鳥フル」は、收容後の遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認されたものを示す。

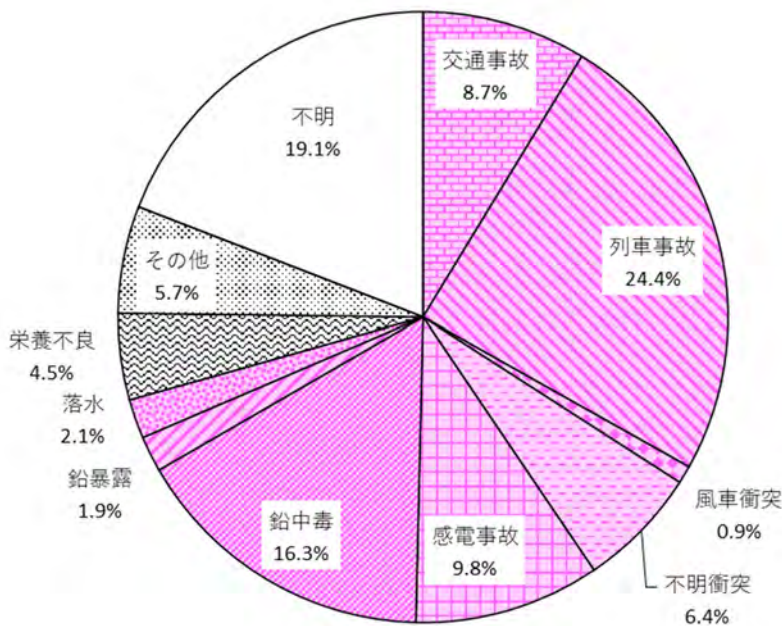


図3 オオワシ收容原因別割合 (H12-R7 年度)

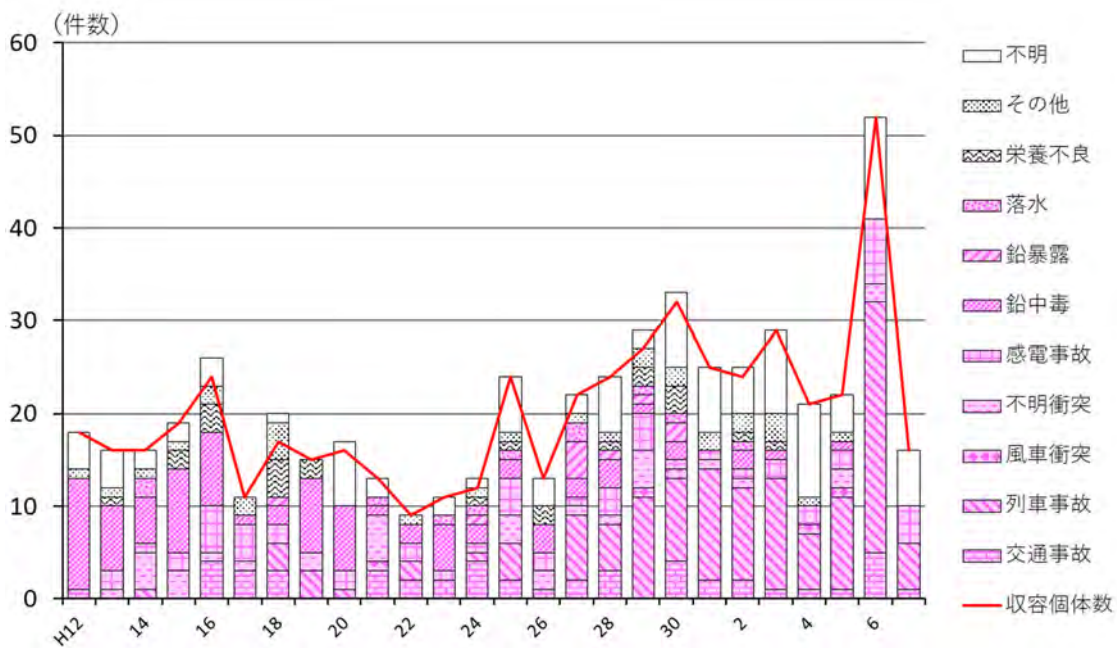


図4 オオワシ年度別收容件数 (H12-R7 年度)

※ピンクで示しているのは人為活動が原因となるもの

※各原因別の收容件数の合計が收容个体数を上回る年があるが、これは複数の原因が考えられる收容个体があるため。

道内オジロワシ・オオワシにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況

■今シーズンの発生状況（オジロワシ・オオワシ）

令和7年9月から令和8年1月末までの期間、道内のオジロワシ・オオワシにおける高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認事例は、オジロワシで1例であった。

<オジロワシ>

	回収日	振興局名	市町村名	回収羽数 収容時生死	簡易検査	遺伝子検査
1	2025/11/2	オホーツク	斜里町	1 死亡	—	陽性

■（参考）北海道内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況（全種）

令和7年9月から令和8年1月末までの期間、道内における高病原性鳥インフルエンザの発生件数は29例（前シーズン34例）であった。全8種から検出され、最も多いのはハシブトガラスであった（図1）。

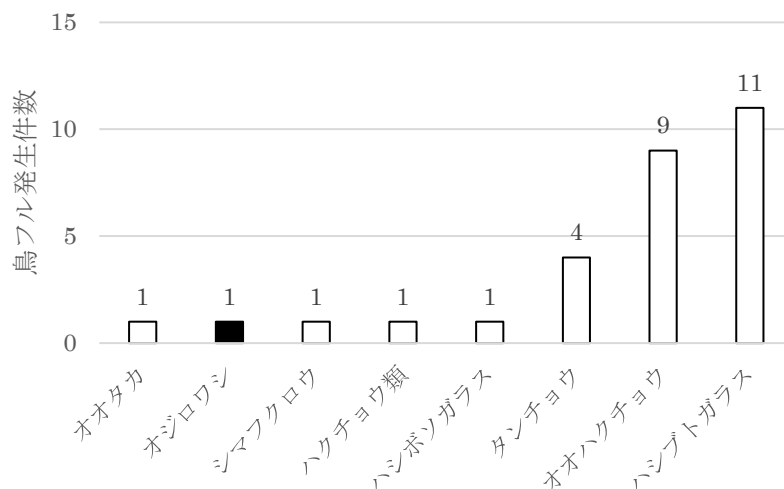


図 1. 高病原性鳥インフルエンザ発生件数（2025/9～2026/1末）

■鳥獣保護区の巡視強化等

環境省では、通常時から国指定鳥獣保護区内において環境省職員及び鳥獣保護区管理員による巡視を行っている。令和8年1月末現在まで、国指定鳥獣保護区内における野鳥の大量死等の異常は確認されていない。

令和6年度及び7年度の傷病個体放鳥について

令和6年度及び7年度に、傷病個体として収容された後、釧路湿原野生生物保護センターでの治療・リハビリを終え、野生復帰のために放鳥を実施した個体は以下のとおり。

オジロワシ・オオワシ放鳥の状況

令和7年度（令和7年12月31日時点、オジロワシ1羽・オオワシ2羽）

	種	収容原因	収容日	収容地	放鳥日	放鳥地
1	オオワシ	交通事故疑い	令和7年1月26日	釧路	令和7年4月8日	オホーツク
2	オジロワシ	風車衝突	令和7年1月21日	宗谷	令和7年5月21日	釧路
3	オオワシ	列車衝突	令和7年2月28日	釧路	令和7年9月30日	釧路

令和6年度（オジロワシ6羽）

	種	収容原因	収容日	収容地	放鳥日	放鳥地
1	オジロワシ	HPAI感染	令和6年1月6日	釧路	令和6年5月12日	釧路
2	オジロワシ	食中毒疑い	令和6年5月16日	オホーツク	令和6年6月4日	オホーツク
3	オジロワシ	交通事故	令和6年3月26日	釧路	令和6年7月26日	釧路
4	オジロワシ	列車事故	令和6年3月31日	上川	令和6年11月19日	釧路
5	オジロワシ	風車衝突疑い	令和6年6月7日	留萌	令和6年11月19日	釧路
6	オジロワシ	不明	令和6年12月18日	宗谷	令和7年2月6日	釧路

※収容地・放鳥地の記載は振興局単位。





環境省報道発表



令和7年6月12日（木）

散弾を被弾したオジロワシの收容について

1. 保護の経緯

令和7年6月2日16時00分頃に千歳市^{かみおさつ}上長都で衰弱していたオジロワシを收容しました。收容した個体は、環境省釧路湿原野生生物保護センターに搬送し、環境省から希少種の治療業務を請負っている猛禽類医学研究所にて治療を継続しています。

2. 個体の状況

診察した獣医師の所見によると以下のとおりです。

- ・左の翼に、何らかの事故によると思われる骨折が見られ、飛翔ができなくなり衰弱していたと推測される。骨折の状態から、受傷から10～14日程度経過していると推測される。
- ・レントゲン撮影において、骨折の他に、過去に被弾したと推測される合計10発の散弾を確認。
- ・散弾は頸部から左脚にかけて確認され、その状態から、比較的近距离で正面方向から射撃された可能性が推測される。

3. 対応

当該オジロワシが被弾した経緯は不明ですが、種の保存法や鳥獣保護管理法等の関係法令に違反している疑いがあるため、收容地点を管轄する千歳警察署に報告するとともに、関係機関を通じるなどして、狩猟者団体等へ注意喚起を行いました。引き続き、本件についての情報収集に努めて参ります。

<裏面に写真>

お問い合わせ先
環境省 北海道地方環境事務所
直 通：011-299-1954
所 長：山本 麻衣
野生生物課長：田畑 慎之介
クマ対策専門官：武田 忠義



写真：収容時のオジロワシの写真（環境省撮影）



写真：オジロワシのレントゲン写真（猛禽類医学研究所提供）
（白い点として映っているのが散弾。右側写真の赤丸が骨折部位）

※写真の送信を希望される方は、北海道地方環境事務所野生生物課（011-299-1954）までご連絡ください。猛禽類医学研究所提供の写真を使用される場合は「提供：猛禽類医学研究所」のクレジットを表記してください。

風力発電施設による海ワシ類のバードストライク続発事例と対応について

北海道地方環境事務所
野生生物課・環境対策課
釧路自然環境事務所
野生生物課

1. 概要

(株)ユーラスエナジーホールディングス（以下「ユーラス」という。）の関連会社が令和5年5月に設置した風力発電施設「浜里ウィンドファーム（以下「浜里WF」という。）」（幌延町）において、種の保存法に基づく保護増殖事業対象種であるオジロワシ・オオワシ（以下、海ワシ類という。）のバードストライク（以下「BS」という。）が続発しており、設置から令和6年12月25日までの1年あまりで計5件発生、令和6年12月の音による忌避技術試行後も令和7年3月17日までの間にさらに7件ものBSが発生し、令和7年3月25日から全機の日中稼働停止措置を行ったところ。その後、追加対策の実施を前提に、令和7年7月12日に13号機（複数のBSが発生）を除き日中の稼働を再開、全機に風車自動停止機能を実装し13号機についても陸上設置型の忌避音スピーカーの導入が完了したことから、全機の日中の運転を12月2日より再開したところだが、令和8年1月19日にもBSが発生し、当該風力発電機の日中の稼働を停止した。さらに自動停止装置の作動条件を見直すため、令和8年2月4日から全機の日中の稼働を停止した。さらに自動停止装置の作動条件を見直すため、令和8年2月4日から全機の日中の稼働を停止していたところだが、2月17日にも新たなBS個体が収容されている。

また、同じくユーラスの別の関連会社が令和6年3月に設置した「ユーラス常呂能取ウィンドファーム（以下「常呂能取WF」という。）」（網走市・北見市）においても、稼働後の4ヶ月程度で2件のオジロワシのバードストライクが確認され、令和6年11月21日に確認されたものを含め1年も経たずに3件のBSが発生している。

2. BS確認状況（2026/02/26時点）

浜里WF及び常呂能取WFのBS確認状況は以下の通り。

浜里WF（14基）：13件 単機出力4.3MW（超大型） 令和5（2023）年5月稼働
常呂能取WF（7基）：3件 " 令和6（2024）年3月稼働

表1 浜里WF及び常呂能取WFのBS確認状況

風力発電所名	年度	No.	発見年月日	幼・成	種類	市町村
浜里WF	2023(R5)	1	令和5年5月9日	亜成鳥	オジロワシ	幌延町
		2	令和5年6月5日	不明	オオワシ	
		3	令和6年3月4日	成鳥	オジロワシ	
	2024(R6)	4	令和6年5月8日	不明		
		5	令和6年12月25日	不明 ¹		
		6	令和7年1月21日	成鳥 ²		
		7	令和7年3月3日	成鳥		
		8	令和7年3月4日	成鳥		
		9	令和7年3月7日	成鳥		

¹ メーカーが設置したカメラで衝突を確認。3/11の死骸調査で現場付近で羽毛の散乱を確認。

² 令和7年1月21日の個体については猛禽類医学研究所にて治療を受け保護されている。

		10	令和 7 年 3 月 16 日	亜成鳥		
浜里WF	2024(R6)	11	令和 7 年 3 月 17 日	幼鳥	オジロワ	幌延町
	2025(R7)	12	令和 8 年 1 月 19 日	不明	シ	
		13	令和 8 年 2 月 17 日	幼鳥	オオワシ	
常呂能取WF	2023(R5)	1	令和 6 年 3 月 15 日	成鳥	オジロワ	北見市
	2024(R6)	2	令和 6 年 6 月 13 日	亜成鳥	シ	
		3	令和 6 年 11 月 21 日	成鳥		

3. 主な対応経緯

(1) 浜里WF

- R5.5・6 事後調査：繁殖個体の生息状況調査等
- R5.9 保全措置：目玉マークを全 14 基のタワー側面及びナセル上部に設置
- R6.3・4 事後調査：繁殖個体の生息状況調査等
- R6.4～ 事後調査：死骸調査を月 2 回以上から 4 回以上に増加
- R6.5.15 会議：北海道環境影響評価審議会（ユーラスから年 4 件の BS 事例を報告）
- R6.5 事業者ヒアリング：環境省本省等
- R6.11～ 保全措置：音による忌避技術装置の設置及びカメラでの記録
- R7.3.25 全機の日中稼働停止措置
- R7.7.12 風車自動停止機能等の追加対策の実施を前提に、13 号機（複数の BS が発生）を除き日中の稼働を再開
- R7.12.2 全機に風車自動停止機能を実装、13 号機についても陸上設置型の忌避音スピーカーの導入が完了したことから、全機の日中の運転を 12 月 2 日より再開
- R8.1.19 14 号機で BS が発生し、当該風力発電機の日中の稼働を停止
- R8.2.4 全機の自動停止装置の作動条件を見直すため、全機の日中の稼働を停止
- R8.3.3 現地の対策状況視察：北海道地方環境事務所、齊藤委員

(2) 常呂能取WF

- R6.7.12 現地調査：事後調査方法や死骸発見状況の現場確認 齊藤委員、環境省
- R6.11～ 保全措置：音による忌避技術装置の設置及びカメラでの記録
- R6.12.19 現地調査：BS 発生現場及び忌避技術試行状況の説明 齊藤委員、環境省

4. 常呂能取WF 及び浜里WF における BS 防止のための忌避技術の試行について

両WFにおけるBS多発事例への対応として、ユーラスが令和6年12月から音による忌避技術を用いたBS防止策の試行を開始している。³

音による忌避技術を用いたBS防止策は、海外で400以上の発電所で導入実績のある欧州で開発された技術であり、大型鳥類が風車に衝突するリスクの高い危険域に入った場合に忌避音を発生させ、鳥類の進路を変更させることでBSを防止する。システムとしては、高解像度カメラを風車タワー側面の四方に設置し、遠方から風車に接近する鳥類を検知し、危険域に侵入した際に音を発生する。

ユーラスは令和6年5月に発生した浜里WFの4例目のBS発生を受け、10社以上の会社から国

³ 浜里WFでは既に忌避技術試行中に1羽のBSが確認されている（常呂能取WFも11月にBSが発生しているが装置稼働前であった）。令和6年10月に猛禽類医学研究所（IRBJ）の齊藤委員及び環境省がユーラスエナジーから実施内容の説明を受け、12月19日に齊藤委員及び環境省が11月に発生したBS検証も含め現地確認を行っている。

内の状況に適合しそうな欧州の会社に絞り込み、令和6年7月に現地を訪問して実機を確認した上で、令和6年11月に常呂能取WF（7基）及び浜里WF（14基）の全機に設置し、令和6年12月から試験的な運用を開始している。

さらに令和7年12月には欧州で実績があるという風車自動停止機能（ワシ類の接近を感知して風力発電機の作動を停止）を導入。

これらのシステムの導入は国内初であるが、対策実施後にもBSが発生していることから、改めてカメラの配置の検討及び作動条件の設定などの調整を行っており、現地での定点観察を併用しつつ、道北鳥類協議会の意見を踏まえて効果検証を行っている段階である。また、BS対策は実態把握が最初で最大の課題であるため、カメラでの記録により実態把握が進むことにも期待したい。

5. データの蓄積及び解析等

環境省は、種の保存法に基づく保護増殖事業に活用するための知見として、海ワシ類の生息状況、生態や行動などの情報を収集し、海ワシ類と再生可能エネルギー施設との軋轢や環境保全措置に関する情報収集等も進めている。特に、海ワシ類BS対策手引きにおいてタワー下部への彩色（関係箇所 p76、p101-102）として目玉模様を設置することが挙げられ両事業でも実施されているが、設置後もBSが発生し続けており、目玉模様はBSリスクの高い立地においては防止策として効果を発揮しているとはいえず、防止策を設置した際はその効果検証を十分に行うことの指摘も必要である。なお、現行の海ワシ類BS防止手引きにおいても、各種防止策が完全にバードストライクを防止できる効果があるわけではないことは指摘しており、風車の配置の十分な検討や複数の防止策を組み合わせが重要としている。

今回、BSが連続して発生している両WFでは、共通して付近にいくつかのオジロワシの営巣地が確認されており、営巣ペアの縄張りに侵入する他個体との干渉などがBS発生のきっかけになっている可能性がある。さらに、浜里WFにおいては繁殖に参加しない留鳥個体群が衝突している可能性があるとの見解を道北鳥類協議会から受けている。

両WFのアセス調査時に営巣ペア・渡り個体を主たる対象として飛翔状況調査を行ったが、海ワシ類の生息状況を適切に把握・評価できていなかった可能性がある。今後は、BS発生防止など環境影響の改善に向けた調査と対策の検討を事業者及び環境省を含めた関係機関が連携して行うこととしている。

オジロワシ・オオワシ保護増殖事業計画アクションプラン実施状況

【進捗の評価】

- ：おおむね実施できている
- △：一部実施している
- ×：ほぼ実施できていない

資料1-4

行動計画目標	事業No.	実施状況	進捗の評価
(1) 集団全体の個体 群動態を持続的 に把握する。	① 持続可能な繁殖状況モニタリング体制の構築	・ R4～R6年度に試行的に調査を実施。得られた結果や課題をもとに、R7年度以降とりまとめていく。	○
	② 越冬期の分布調査の実施	・ R5年度の調査を実施。R6年度解析中。次回はR8年度予定。	○
	③ 関係機関との情報共有	・ 検討会において関係機関から情報共有いただいている。 ・ 情報公開に関する懸案事項の整理等は未着手。	△
	④ 繁殖・生息状況に大きな異変が生じた場合における対応策の検討	・ モニタリング調査において異変が確認された時点で検討。	○
	⑤ センシティブリティマップの整備・更新・活用	・ 令和4年度に環境省センシティブリティマップについて学術誌で発表（本省野生課）するとともに、今後の検討課題についても整理。 ・ (1) ③のとおり、関係機関との情報公開の整理等について進める必要がある。	△
	⑥ 各種制度を活用した生息環境等の保全	・ 環境省の鳥獣保護区監視員や関係行政機関による巡視等が実施されている。 ・ OECM認定制度に基づく認定について、順次案件を形成中。	○

行動計画目標	事業No.	実施状況	進捗の評価
(2) 事業者等からの 事故情報提供体 制の維持及び構 築に取り組み、 衝突事故発生の 事態を継続して 把握し、事業者 に対して事故抑 止に向けた対策 を働きかけ、衝 突事故発生件数 を抑制する。	①風力発電施設への衝突事故に関する情報整理	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供依頼を道庁とともに各事業者宛てに令和4年度に発出。<u>(事業が増加していることから改めて発出予定)</u> ・地方事務所が収集した事例も含めて令和4年度に「海ワシ類BS防止対策手引き」を改定。 ・令和6年度に苫前の風車でリプレース後に衝突事故が減少した事例を研究者や事業者等の集まりで報告。 ・令和6年度にR5-6での2事業での多発事例を検討会で報告すると共に事業者での対策検討及び環境省含め手引き等に資するための情報収集を進める。 	○
	② センシティブティマップの作成・更新・活用 ※(1)⑤再掲	※再掲のため省略	—
	③自動車及び列車事故に関する継続的な状況把握と対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病収容による事故発生状況や原因の把握が実施されている。 ・列車事故に関する実態や状況、エゾシカの線路内侵入状況の把握がなされている。 ・上記で得られた結果をもとに、衝突事故発生地点のGIS化によるリスクマップの作成が実施されている。 ・ワシ類の飛来防止策として覆隠シートの開発が実施されている。 ・事業者に対し研修会の開催など働きかけが実施されている。 	○
	④感電事故に関する継続的な状況把握と対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病収容による事故発生状況や原因の把握が実施されている。 ・環境省から事業者に対し、対策の要請をしている。 	○
	⑤新たな事故対策手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・終生飼育個体を活用した風車衝突事故の低減策が検討されている。 	○
	⑥事業者に対する事故防止対策の実施要請、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業者に対し、「海ワシ類BS防止対策手引き」に基づく指導・助言を実施している。 	○

行動計画目標	事業No.	実施状況	進捗の評価
(3) 人為的餌資源の削減に努め、生物群集全体のバランスがとれる形でワシ2種にとって好適な自然採餌環境を維持しつつ、改善に着手する。	① 自然採餌適地の推定	・実施していない。	×
	② 河川工作物の改良や魚道設置等による餌場環境の改善	・シマフクロウ等4種の生息環境整備として、河川と河畔林の環境改善のための取組を実施している。	○
	③ エトピリカ等の海鳥とオジロワシ国内繁殖個体群の共存に向けた検討	・エトピリカの生息状況把握に努めている。	△
	④ 各種制度を活用した生息環境等の保全 ※(1) ⑥再掲	※再掲のため省略	—
	⑤ 観光や集客を目的とした餌付けの削減に関する普及啓発	・R7年度に一般向け、自治体職員向けの普及啓発資料の製作を実施。作成した資料を活用し今後アプローチ予定。	○
	⑥ 偶発的な餌付けの抑止	・R7年度事業で製作する普及啓発資料内で言及予定。	△

石狩川中下流域におけるオジロワシの鉄塔への営巣事例について

1. 概要

近年、石狩川流域でのオジロワシ営巣数が増加していると指摘されているなかで、R4（2022）年に石狩川中流域で送電線鉄塔への営巣行動が確認された。この例をはじめとして、周辺部も含めた石狩川中下流域で、新たな鉄塔への営巣情報が寄せられている。今後も増加が予想される本事例について、状況や課題の共有のための報告を行うもの。

なお、事例収集は当地域で調査を継続している道央鳥類調査グループの先崎啓究氏から提供いただいたもの、当事務所による観察及び北海道電力および電源開発送変電ネットワークから得られた情報からとりまとめている。

2. 石狩川中下流域での営巣事例経緯

巢①（石狩川本流）

- R4（2022）. 6 継続使用していた天然木への営巣失敗後、鉄塔への造巣を確認、翌秋まで1年かけて巣が完成。
- R5（2023）. 10 電力会社が巣を撤去し、造巣防止対策としてネットを設置。
- R6（2024）. 1 ネットをおしのけて再び造巣を開始。
- R6（2024）. 3 産卵を確認。
- R6（2024）. 5 繁殖失敗を確認。繁殖失敗後も継続しての巣材搬入と補修。
- R6（2024）. 10 巣を撤去し再び造巣防止対策を実施。
- R7（2025）. 4 この鉄塔での繁殖は見られなかった



鉄塔への営巣の様子（令和6年7月5日） 先崎啓究氏提供

巢②（石狩川支流）

- R5（2023） 送電線鉄塔での繁殖を確認（観察者による地域住民への聴き取りによれば、数年前から営巣していたとのこと）
- R5（2023） 繁殖
- R6（2024） 繁殖
- R7（2025） 繁殖せず

※電力会社では巣を撤去していないとのこと

巣③（石狩川本流）

R6(2024)秋 営巣行動を確認

R7(2025) 繁殖

※電力会社では巣を撤去していない

巣④（石狩川支流）

R7(2025) 繁殖

巣材の厚さから数年前から営巣していた可能性が高い

※電力会社では巣立ち確認後、時間を置いて9月5日に巣を撤去

巣⑤（石狩川支流）

R7(2025)秋 造巣行動を確認

※巣の位置的に事故の可能性が小さいので無理に撤去しないとのこと

巣⑥（石狩川支流）

R7(2025)秋 初期の造巣行動を確認

3. 鉄塔への営巣に係る懸念点

- ①オジロワシが感電するおそれが高く個体が失われる可能性がある。
- ②餌や巣材が電線等に接触した場合、一部地域で停電が生じる可能性があり、人の生活への影響が甚大である。

4. 対策について

個体や人への影響が大きいと予測される案件については、巣を撤去するとともに、オジロワシは営巣場所への執着が高いことから、再営巣を妨げる措置が必要である。

また、巣の撤去を行う際には、ヒナが巣立って繁殖つがいが巣から十分離れた後とするが、秋の増巣活動が開始される10月以降に撤去する場合は、繁殖への影響を考え、有識者の意見も聴きながら慎重に行うことが望ましい。

5. 今後の課題

- ①送電線鉄塔での営巣事例が急速に拡大していることから、事業者や研究者等との情報共有体制の確保により、早期対策につなげる。
- ②関係者間で共通認識をもつことと対策に向けた知見収集及び検討を行う。

令和7年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業の実施状況及び令和8年度実施計画について

北海道森林管理局

令和7年度

職員等が出張の際、個体の目視情報及び生息環境に異変などが無いかを中心に、巡視を実施。

- ① 令和7年度オジロワシ・オオワシ巡視等実施状況（4月～12月分）を添付。
- ② オジロワシ・オオワシ個体目視確認場所【位置図】を添付。
令和7年度分は、オレンジ色で標記。（日高、留萌、網走東部及び釧路根室地区）

令和8年度

引き続き実施予定。

令和7年度オジロワシ・オオワシ巡視等実施状況（4月～12月）

署名	巡視人員	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計		目撃情報（目視の内訳）								
		巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	巡視	目視	オジロワシ	回数	オオワシ	回数	両方	回数	
知床森林生態系保全センター	2～3	1	0	5	0	5	0	20	0	22	0	15	0	17	0	1	0	2	0							89	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回
石狩森林管理署	2～6	4	0	6	0	8	0	8	0	8	0	8	0	6	0	4	0	4	0						56	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
空知森林管理署	1～15	36	0	39	0	73	0	65	0	42	0	33	0	31	0	25	0	19	0						363	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
北空知支署	2～4	21	0	26	0	30	0	32	0	36	0	29	0	35	0	27	0	22	0						258	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
胆振東部森林管理署	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0						5	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
日高北部森林管理署	9	42	0	52	0	49	0	55	0	39	0	54	0	55	0	49	0	42	1						437	1	オジロワシ	1	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
日高南部森林管理署	10	49	0	73	0	90	0	93	0	75	0	86	0	96	0	63	0	38	0						663	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
留萌北部森林管理署	7	21	0	34	0	33	0	37	0	25	0	26	0	34	0	21	0	12	0						243	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
留萌南部森林管理署	6～11	45	0	52	0	48	0	53	0	45	0	52	0	49	0	41	1	37	0						422	1	オジロワシ	1	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
上川北部森林管理署	1～14	84	0	97	0	105	0	111	0	81	0	84	0	91	0	69	0	62	0						784	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
宗谷森林管理署	14	42	0	63	0	73	0	77	0	56	0	66	0	73	0	63	0	70	0						583	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
上川中部森林管理署	6	69	0	76	0	70	0	93	0	60	0	78	0	78	0	72	0	63	0						659	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
上川南部森林管理署	1	10	0	15	0	12	0	14	0	13	0	16	0	17	0	12	0	10	0						119	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
網走西部森林管理署	2～14	75	0	102	0	111	0	121	0	91	0	117	0	114	0	71	0	64	0						866	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
西紋別支署	1～6	31	0	42	0	44	0	50	0	40	0	41	0	49	0	43	0	27	0						367	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
網走中部森林管理署	10	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0						54	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
網走南部森林管理署	1～11	10	1	17	0	12	0	9	0	11	2	14	0	16	0	16	1	4	1						109	5	オジロワシ	5	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
根釧西部森林管理署	11～20	78	0	112	0	132	0	129	0	117	0	122	0	133	0	134	0	89	0						1,046	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
根釧東部森林管理署	12	86	3	95	6	99	0	102	3	77	1	97	5	110	6	91	7	74	1						831	32	オジロワシ	22	回	オオワシ	6	回	両方	4	回	
十勝東部森林管理署	2～3	18	14	22	6	22	18	29	8	15	4	25	4	27	1	11	1	13	9						182	65	オジロワシ	63	回	オオワシ	2	回	両方	0	回	
十勝西部森林管理署	9	32	0	23	0	59	0	56	0	46	0	59	0	68	0	55	0	44	0						442	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
東大雪山支署	5～12	48	0	60	0	69	0	64	0	47	0	59	0	62	0	60	0	49	0						518	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
後志森林管理署	8～9	55	0	62	0	74	0	89	0	51	0	69	0	76	0	56	0	39	0						571	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
檜山森林管理署	1～14	102	0	128	0	130	0	130	0	95	0	118	0	135	0	105	0	75	0						1,018	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
渡島森林管理署	10	97	0	113	0	143	0	154	0	130	0	128	0	128	0	121	0	83	0						1,097	0	オジロワシ	0	回	オオワシ	0	回	両方	0	回	
計		1,065	18	1,320	12	1,497	18	1,597	11	1,228	7	1,402	9	1,506	7	1,216	10	950	12	0	0	0	0	0	0	11,781	104	オジロワシ	92	回	オオワシ	8	回	両方	4	回

【実施内容】
 令和3年度から全署等で巡視を実施。
 署等職員が出張などで目視した個体の目撃情報を北海道森林管理局に報告。
 十勝東部森林管理署の目視日数は給餌池にある自動撮影カメラにて生育・存在確認あり（目視日数に含む）。

【位置図】
オジロワシ・オオワシ
個体目視確認場所

<北海道森林管理局>

- (ピンク) で表示しているエリアは、令和3年度の目視箇所
- (赤) で表示しているエリアは、令和4年度に新たな目視箇所
- (青) で表示しているエリアは、令和5年度に新たな目視箇所
- (黄) で表示しているエリアは、令和6年度に新たな目視箇所
- (オレンジ) で表示しているエリアは、令和7年度に新たな目視箇所



■ 国有林

希少猛禽類保護のための狩猟に関する道の取組について

R8.2 北海道環境生活部自然環境局

1 鉛中毒防止の取組

(1)これまでの経緯

道では、オジロワシ、オオワシなどの希少猛禽類が、捕獲後のエゾシカの残滓に含まれる鉛弾の破片を肉と一緒に取り込むことで発生する鉛中毒を防止するため、鳥獣保護管理法に基づき、平成12年(2000年)以降、全道で鉛弾の使用規制を段階的に進めてきたほか、平成26年(2014年)には、エゾシカ対策推進条例により道内でのシカ猟目的での鉛弾の所持自体を禁止しています。

表1: 北海道における鉛弾規制の経緯

時期	規制の内容
平成12年(2000年)11月	シカ猟での鉛ライフル弾の使用禁止
平成13年(2001年)11月	シカ猟でのすべての鉛弾の使用禁止
平成16年(2004年)10月	大物猟での特定鉛弾※の使用禁止(シカ猟の限定解除)
平成26年(2014年)10月	特定鉛弾のシカ猟目的での所持禁止 ※使用禁止に上乘せ

※ 鉛を含む物質で作られているライフル弾及び鉛を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾(スラッグ弾を含む)

(2)鉛弾禁止の周知

狩猟パトロールの実施のほか様々な機会を活用し、特定鉛弾禁止制度の周知に努めています。

表2: 鉛弾規制の制度周知

区分	周知の内容
狩猟免許更新講習	・更新時講習の内容に含めて、所持の禁止を説明
狩猟者団体等に対する周知	・北海道猟友会支部協議会や狩猟指導員研修会で制度周知 ・狩猟団体会報(猟友会報)への寄稿で制度説明
狩猟期間中の注意喚起	・鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)で制度説明、注意を喚起 ・狩猟パトロールの実施

(3)エゾシカ捕獲における鉛散弾の使用

別紙のとおり

2 繁殖への配慮の取組

狩猟の入込みによる希少猛禽類の営巣への影響を回避するため、道北の日本海沿岸からオホーツク海沿岸にかけて、営巣する可能性が高い一部区域(5kmメッシュで34メッシュ相当)を銃猟自粛区域に設定し、2~3月の銃猟を自粛するよう、狩猟者に協力を呼び掛けています。

エゾシカ捕獲における鉛散弾の使用について

1 実態調査

令和5年2月に胆振管内厚真町において発見された鉛中毒のオジロワシの胃内から、一般的に鳥猟に使用される鉛散弾（以下、「小粒鉛散弾」。）に形状が類似する粒状の鉛及びシカの体毛が摘出され、エゾシカに対して小粒鉛散弾が使用されたことに起因する鉛中毒である可能性が指摘された。

道では、エゾシカ捕獲における小粒鉛散弾の使用の状況について、令和5年度に狩猟免許を更新する者を対象とするアンケート調査を行った。

その結果、回答者の3%が「エゾシカ捕獲の際に、自らが使用したことがある」と回答し、使用目的で最も多かったのは「直接捕獲」、次いで「止めさし」となっていた。

2 対応

調査の結果、道内においてエゾシカ捕獲の際、一部の狩猟者により小粒鉛散弾が使用されていることが明らかとなったことから、次のとおり、エゾシカ捕獲を行う狩猟者に対して指導するとともに、関係機関に対し依頼した。

(1) 道による狩猟者等への周知

次の機会等における普及啓発資料の配付等により、狩猟者関係者等への指導を行う。

- 狩猟免許更新時講習
- 狩猟者登録証交付時
- エゾシカ捕獲許可証交付時
- 狩猟パトロール
- 関係会議

(2) 市町村への依頼

次の機会等における普及啓発資料の配付等により、狩猟者関係者等への周知を行うよう依頼した。

- 関係会議等での周知
- エゾシカ捕獲従事者等への周知（エゾシカ捕獲許可権限を委譲されている市町村のみ）

(3) 北海道猟友会への依頼

会員に対する調査結果の情報提供など、ワシ類の鉛中毒防止への協力を依頼した。

3 その他

道内では大型獣捕獲用の全ての鉛弾の使用を禁止しているが、依然として種の保存法に基づく国内希少猛禽類（オオワシ・オジロワシ）の鉛中毒が発生している。国では、2030年度までに鉛弾による鳥類の鉛中毒発生ゼロを目指し、2025年度から狩猟における鉛弾の規制を段階的に進めていく考えを示したが、本道には鉛弾に対する規制がない道外からも多くの狩猟者が訪れることから、全国の狩猟者への啓発や非鉛弾流通の調整などに取り組みながら、鉛弾の規制を早急に進めるよう要望している。

エゾシカ捕獲と鉛散弾

- 令和5年（2023年）2月に道内で発見された鉛中毒のオジロワシの胃内から、鉛散弾と思われる鉛の粒とシカの体毛が摘出され、シカ捕獲の際に小粒鉛散弾※が使用された可能性があることから、道では、狩猟者を対象にアンケート調査を実施しました。
※小粒鉛散弾：エゾシカ捕獲での使用及び所持の禁止対象外である粒径7^{ミリ}未満の鉛散弾
- その結果、ほぼ全道で一部の狩猟者（回答者の約3%）が、エゾシカの捕獲や止めさしに小粒鉛散弾を使用していることが分かりました。

エゾシカ捕獲での小粒鉛散弾の使用について

- エゾシカの捕獲を目的に小粒鉛散弾を使用した場合、半矢となる個体をいたずらに生じさせるおそれがあり、動物福祉の観点からも好ましくないほか、体内に残った鉛弾がワシ類等の鉛中毒の要因となるおそれがあることから、エゾシカに対しては、捕獲に適した弾丸（主にライフル弾やスラッグ弾などの単体弾）を使用してください。
- 鳥獣保護管理法において、例外を除き捕獲個体の放置は禁止されていることから、エゾシカの止めさしに小粒鉛散弾を使用した場合、捕獲個体を持ち帰る又は生態系に大きな影響を与えない方法で埋設してください。また、放置禁止の例外となる、捕獲者の責めに帰すことができない要因により、持ち帰り及び埋設が困難な場合であっても、着弾部位については可能な限り持ち帰ってください。

【参考】エゾシカ捕獲に係る鉛弾規制

特定鉛弾※は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び北海道エゾシカ対策推進条例に基づき、北海道全域での使用及びエゾシカ捕獲目的での所持が禁止されている。

※ 特定鉛弾：猟銃用の実包で弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。（着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7^{ミリ}未満の散弾の実包を除く。）

Conservation Evidence

Providing Evidence to Improve Practice

ケンブリッジ大学の研究者らが中心となって進めている、国際協同プロジェクト。生物多様性保全のための取り組みの効果を評価した論文・報告書を網羅したデータベース。

13 Actions found

Actions to conserve biodiversity

We have summarised evidence from the scientific literature about the effects of actions to conserve wildlife and ecosystems.

Review the evidence from the [studies](#)

[About actions](#)

[Sources of evidence](#)

<https://www.conservationevidence.com/>

13 Actions found

表はコウモリの風発関連対策

Order results by: [Number of studies](#) Relevance ▼ [Title](#)

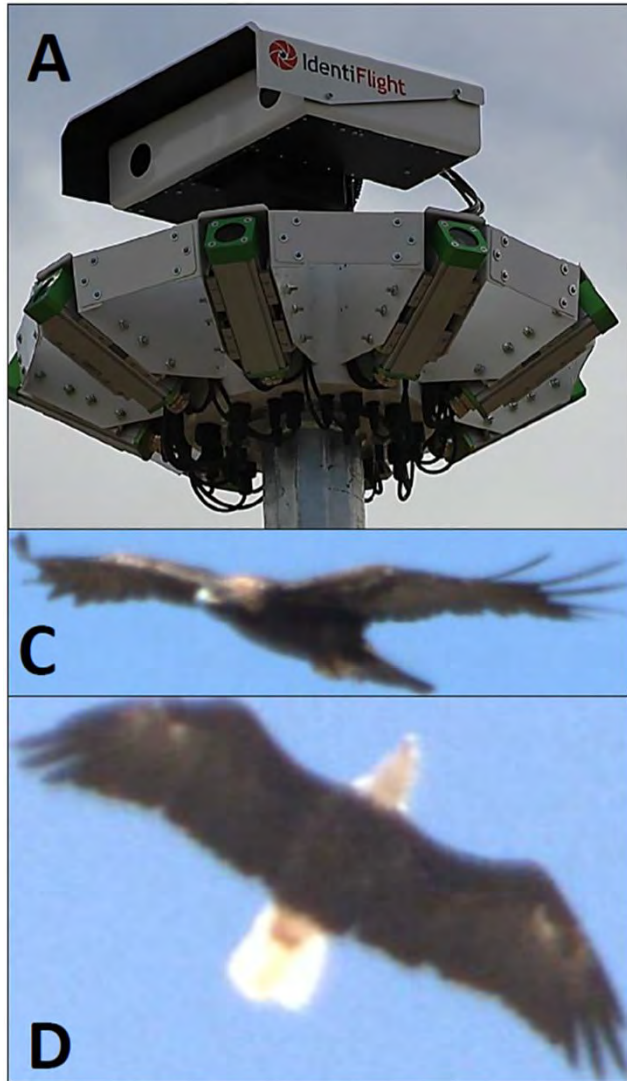
Action	Effectiveness	Studies	Category
風車への接近抑止			
<input type="checkbox"/> Deter bats from turbines using ultrasound	Unknown effectiveness (limited evidence)	4	
<input type="checkbox"/> Prevent turbine blades from turning at low wind speeds ('feathering')	Beneficial	6	
<input type="checkbox"/> Automatically reduce turbine blade rotation when bat activity is high	Likely to be beneficial	2	
<input type="checkbox"/> Apply textured coating to turbines	Unknown effectiveness (limited evidence)	1	
風車の稼働調整			
<input type="checkbox"/> Increase the wind speed at which turbines become operational ('cut-in speed')	Beneficial	12	
<input type="checkbox"/> Slow rotation of turbine blades at low wind speeds	Likely to be beneficial	1	

<input type="checkbox"/> Modify turbine placement to reduce bat fatalities	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Retain a buffer between turbines and habitat features used by bats	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Deter bats from turbines using radar	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Remove turbine lighting to reduce bat and insect attraction	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Close off potential access points on turbines to prevent roosting bats	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Deter bats from turbines using low-level ultraviolet light	No evidence found (no assessment)	0	
<input type="checkbox"/> Paint turbines to reduce insect attraction	No evidence found (no assessment)	0	

猛禽類の自動検知と風車の出力制御

IdentiFlight

カメラによる自動検知と風車運用が連動



DOI: 10.1111/1365-2664.13831

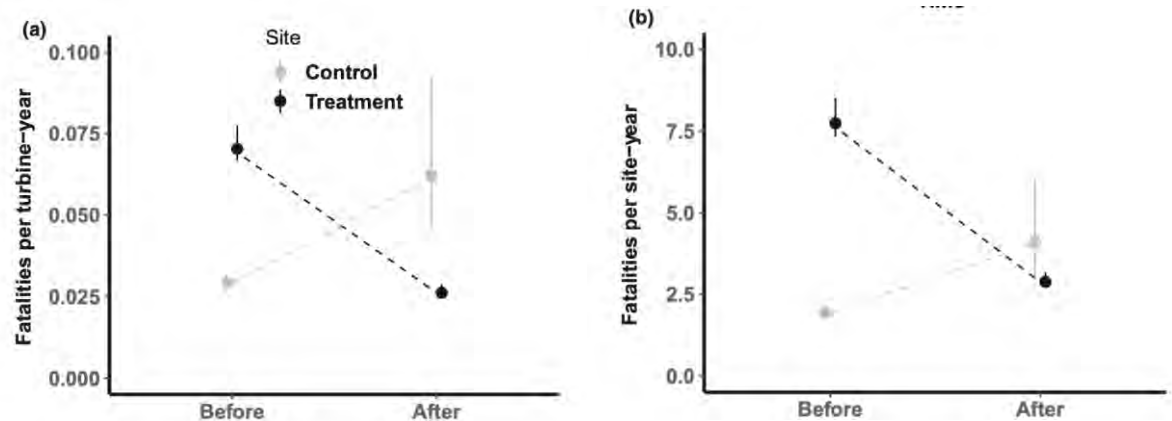
RESEARCH ARTICLE

Journal of Applied Ecology BRITISH
ECOLOGICAL
SOCIETY

Eagle fatalities are reduced by automated curtailment of wind turbines

Christopher J. W. McClure¹ | Brian W. Rolek¹ | Leah Dunn¹ | Jennifer D. McCabe¹ | Luke Martinson² | Todd Katzner³

BACIデザインにより効果を検証



猛禽類の衝突事故が減少

カッティン風速の変更

RESEARCH COMMUNICATIONS RESEARCH COMMUNICATIONS

Altering turbine speed reduces bat mortality at wind-energy facilities

Edward B Arnett^{1*}, Manuela MP Huso², Michael R Schirmacher¹, and John P Hayes³

Front Ecol Environ 2011; 9(4): 209–214, doi:10.1890/100103

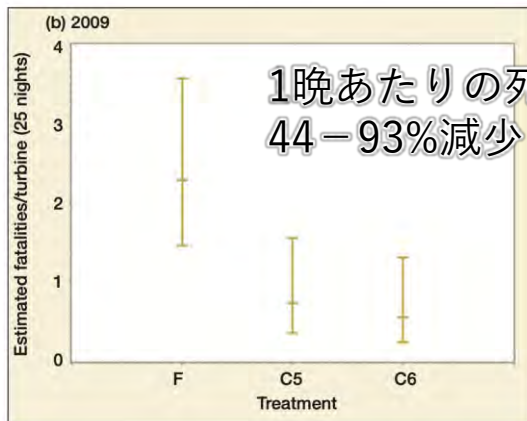
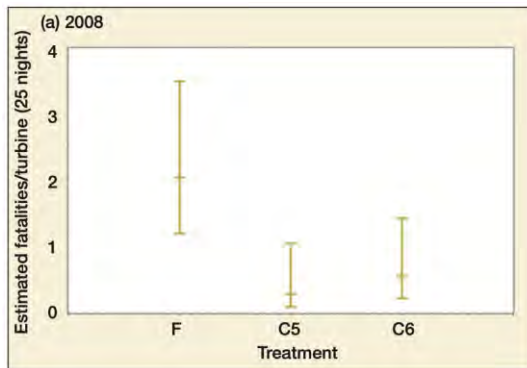


Journal of Mammalogy, 98(2):378–385, 2017
DOI:10.1093/jmammal/gyx005
Published online March 10, 2017



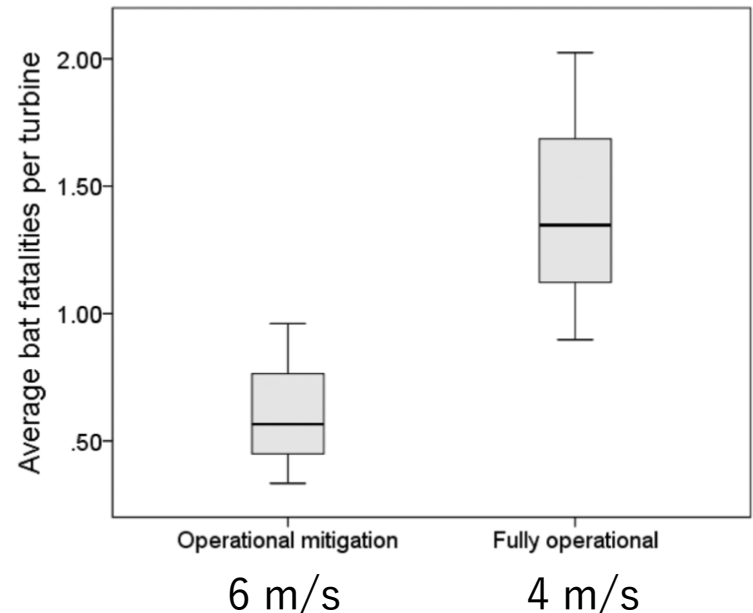
Reducing bat fatalities at wind facilities while improving the economic efficiency of operational mitigation

COLLEEN M. MARTIN,* EDWARD B. ARNETT, RICHARD D. STEVENS, AND MARK C. WALLACE



1晩あたりの死亡数
44–93%減少

変更なし 5 m/s 6.5 m/s



対策実施による発電量損失は < 3%/年

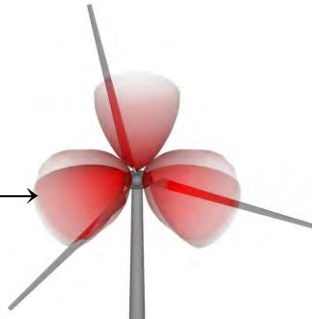
コウモリ類の衝突事故が減少

音響装置により風車接近を抑止

超音波忌避装置の設置



有効範囲→



【評価方法】

- ✓ BACIデザイン or GRBデザイン(一般化乱塊法)
対策実施の前後、実施の有無
- ✓ 死骸調査は、期間中に毎日実施
- ✓ 発見率・持ち去り率を補正

【効果】

- ✓ 死亡数が減少する傾向はあるが、
種や年によって効果が異なる

Arnett et al. (2013) PLoS One, 8: e65794

Romano et al. (2019) Wildlife Society Bulletin, 43: 608-618

餌付け対策に係る取組みについて

1. 背景

近年、オジロワシ及びオオワシを含む野生動物への餌付け行為が各地で見受けられ、地域社会及び生態系への影響が懸念されている。特に北海道東部ではオジロワシ等の高病原性鳥インフルエンザの感染事例も生じていることから、野鳥の集中化・過密化をもたらすような餌付け行為や、廃棄物の管理不備等による間接的な餌資源の供給に対処する必要性が生じている。

環境省釧路自然環境事務所では、観光事業等における餌付け等について情報収集等を実施してきた。

2. 令和7年度に実施した取組み

(1) 保護増殖事業（餌付け対策に係る資料検討及び作成業務）

- 餌付け対策に係る展示資料の更新及び作成
「令和2年度オジロワシ・オオワシ保護増殖事業（事業評価および餌付け対策に係る資料作成業務）」（以下、「令和2年度業務」という。）で作成及び検討した、展示用資料（A1判印刷時2頁、別紙1）の内容を更新し、各100部、計200部印刷する。
内容更新にあたっては過年度業務で得られた助言や、近年の情勢等を踏まえた内容を反映する。また、訪日外国人対応のため資料内に英語及び中国語を併記する。
- 自治体向け説明資料の検討及び情報収集
令和2年度業務で作成及び検討した、自治体向け資料（A4判4頁両面、別紙2）の内容を更新する。
更新にあたり、釧路自然環境事務所管内の各自治体に対し、餌付けに関する近年の動向等に関するアンケート調査を実施する。（別紙3）
また、野生生物に対する餌付け対策の必要性が高い複数の自治体に対しヒアリングを実施し、資料の改善に資する具体的な助言を得る。

(2) 依頼文書の発出

- 北海道内における野鳥での高病原性鳥インフルエンザの感染・まん延防止に向けた取組みの周知徹底に係る文書を北海道環境生活部長あて発出した（令和8年2月26日、別紙4）。

3. 令和8年度以降の取組み実施予定

- 作成・印刷した展示資料を、環境省施設（ビジターセンター等）及び掲示いただける協力先（道の駅、動物園等）に配布し、掲示することで、一般向けの普及啓発を実施し、理解醸成を図る。
- 自治体向け説明資料を管内自治体に情報提供し、餌付け問題についての担当職員間の共通理解を得ることを目指す。

ちょっと待って、その餌付け！

野生動物への餌付けはやめましょう！

人が野生動物に餌を与えることで生じる影響は、必ずしも良いものではありません。一般的に、餌付けによって、感染症の拡大、事故の誘発、行動の変化といった影響が生じるおそれが危惧されています。また、目の前にいる動物だけでなく、他の動物や周囲の環境、生態系を変化させてしまわないか気をつける必要があります。たとえ一人一人の行為が小さくても、たくさんの方がやると大きな影響が生じます。



野生動物に近づきたい？ (直接的な餌付け)

「楽しい」、「近くでみたい」という目的での餌付けがあります。とくに増えているのが、写真撮影を目的とした餌付けです。野生動物を撮るために、餌で近寄らせる行為があります。こうした動機は、旅館や飲食店、イベントや観光などの集客・営利目的で総量として大規模な餌付けにつながる場合もあります。目的はさまざまですが、動物への影響や動物たちにとって必要か考える必要があります。



餌付けと給餌 ～絶滅から救うための餌やり～

環境省等では絶滅が危惧される生物に「給餌」をしています。たとえば、シマフクロウやタンチョウです。これらの「給餌」では、対象とする動物の生息状況や自然界にある餌の量を調査しながら行い、給餌の必要がなくなってきたら、餌の量を減らしたり、給餌をやめたりすることが前提です。つまり、餌を与えることの効果や影響などをしっかり把握・検討したうえで実施しています。



餌を与えているつもりはないけれど…(間接的な餌付け)

知らず知らずのうちに、野生動物に餌を与えているケースもあります。代表的なものが人間の出すゴミです。畑の農作物、漁の際に捨てられた魚、放置されたシカの死体なども野生動物を引き寄せてしまいます。こうした間接的な餌も、野生動物の過密化などの問題を引き起こします。

餌付けに関する法律や ルールもあります



鳥獣保護管理法に基づく基本指針において野生動物への安易な餌付けは、生態系等への悪影響のおそれがあることから、防止すべきとされています。餌付けを禁止・制限する条例を制定した自治体もあり、多くの場合、糞害や騒音など、生活衛生面を目的とした条例です。北海道では、生態系の攪乱など餌付けによる自然環境への影響を理由とした条例が制定されており、罰則を伴う「指定餌付け行為」として、ヒグマへの餌付けが禁止されています。またその他にも各地域ごとの独自ルールがある場合があります。

野生本来の姿を大切に

自然環境の変化や気候変動により、生息状況が悪化している動物もいます。しかし大事なことは、人間に与えられた餌で生き延びることではなく、自分たちの力で生きていくことです。私たちに必要なことは、人の食べ物を分け与えることではなく、餌資源が豊富に存在する本来の自然環境を守ったり回復させたりすることです。

観察する際も、野生動物との適切な距離を保ち、本来の自然、野生としての姿を守っていくことが大切です。野生動物が、自然の中で餌を探したり獲物を捕らえたりする姿は素晴らしいものです。そうした姿を、将来にわたって残していきましょう。

野生動物への餌付け

～どんな影響があるだろうか？～

みんなが餌をやると、餌の量が増えます。
量が増えると、動物や自然環境への影響も大きくなります。

野生動物への餌付けに関する研究は多くありませんが、近年、餌付け問題への注目は高まっており、次第に知見が増えてきています。餌付けの影響は、対象とする動物種や、与える餌の種類によっても変化します。人がたくさん集まる観光地や、公園のように何人もの人が繰り返し餌を与える場合には、総体として大規模な餌付けとなり、影響も大きくなってしまいますので注意が必要です。



車にひかれたエゾリス

健康を害したり、事故を招いて死んでしまうことがあります

- 本来の食料ではないものを食べて窒息したり、栄養が偏り健康を害することがあります。
- 多くの個体が集まって密になることで、病気にかかりやすくなります。鳥類では、餌付けによって感染症が拡大したと考えられる事例がいくつか報告されています。
- 餌への誘引によって、交通事故を引き起こす事例が数多く報告されています。また、餌台の周辺で窓ガラスへの衝突による鳥類の死亡例も起こっています。

他の動物や生態系、周囲の環境にまで影響することがあります

- 同じ環境に生息する別の動物や、その動物を餌としていた捕食者など、餌付けされていない動物にも変化が生じます。その地域の動植物の構成を変化させ、生態系を乱すことがあります。
- 人間の持ちこんだ餌が、自然環境を劣化させる可能性があります。たとえば、池に大量に餌が投入された結果、水質が悪くなったりして、固有の魚が死滅したと考えられる事例があります。

水鳥への餌付け（パンなど）で汚れた池



行動や生態を変えてしまうことがあります

- 人間や人工物への慣れが生じ、市街地に出没したり、人に過度に近づいてしまうことがあります。
- 餌付けがあると季節外れの繁殖を行い、繁殖に失敗してしまうことがあります。
- 餌付けにより、本来の行動パターンが変化することがあります。海外では、大量の餌付けにより、渡りをやめてしまった鳥がいます。



車に接近するヒグマ



解決に向けて

餌付け行為に対する法的な整備

餌付け行為を規制する法律や条例はそれほど多くありません。問題が危惧されるような安易な餌付け行為に対して、法的な制約は今のところ万全とは言えません。現在は、複数の地方自治体で個別の条例をつくったり、各公園施設や地域コミュニティごとに独自のガイドラインやルールを策定したりしています。

関連する法律、条令及び指針等

いくつかの自治体が、餌付け行為を禁止・制限するための条例を作っています。そのほとんどは、サル、イノシシ、ハト、ネコなど、特定の種に対するものです。対象とする範囲も限定的です。また、条例の内容も、糞害や騒音など生活衛生面を理由にしたものが大半です。北海道は、生態系の攪乱など、自然環境への影響を理由とした条例を制定していますが、罰則を伴う「指定餌付け行為」への指定は、いまのところヒグマのみに限定されています。

ルールを整備する

特定の人物や団体にのみ向けたルールではなく、地域全体や関連する活動、一般市民や観光客などに広く共有するルール作りが必要です。国内の観光地では、ツアーを実施する地域住民や観光客に向けて、地域の実情に即したローカルルールの設定が進められています。

地域のガイドラインに法的な後ろ盾がなくとも、ルールについての意思統一をはかることで状況が改善されている事例もあります。

餌付け行為の削減・廃止に向けた取組

協議の場を作る

餌付けによる悪影響が明らかかな場合でも、自治体や公園管理者が唐突に禁止や制限を通達すると、問題がこじれる場合があります。また、専門家だけの意見で作成されたルールも、頭ごなしの押しつけとして反発されることがあります。行政vs餌付け行為者という対立構造は、問題を長期化させることにつながります。

地域住民や関係機関、専門家、できれば当事者（行為者）をも含む形で、合意形成のための協議の場をつくることも有効です。

たとえ意見が完全に一致せずとも、開かれた協議の場で対応策を決めることで、問題意識の浸透につながることも、行為者および周囲への説得の後ろ盾となります。

目指す方向性を共有する

否定するだけでなく、肯定的な目標イメージを

野生動物に餌を与えることに関して意見の相違が生じた際、往々にして餌付けの問題点を指摘し、行為を非難したり、禁止や制限を求めたりすることに偏りがちです。しかし誰しも、自分の行為や意見を否定される気分はよくありません。もちろん行き過ぎた行為には厳しい批判も必要ですが、同時に、自治体や地域コミュニティとして、どのような野生動物との付き合い方や自然環境のありかたを目指すのか、目標や理想を掲げて意識の共有をはかることも重要です。「餌付けをやめましょう」という表現ではなく「野生のままの姿をまもろう」とか「自然に餌をとる様子をそっと観察しましょう」という表現も活用できます。たとえば餌付けされた餌に多くのワシが群がっているシーンではなく、距離は遠くとも大自然の中にワシが悠然とたたずむシーンを掲げるなど、共有イメージをつくることも効果的です。

本当に大事な行為を伝える ～餌付けではなく何が必要？

餌付けという行為ではなく、どんな行動がその対象動物や周囲の生態系にとって必要なのかを伝えることも大切です。たとえばオジロワシは個体数が増加しているため、保全策として給餌が必要だと考えられています。ただし、本来の自然環境で餌をとれるよう、例えば河川環境を守り改善することが求められています。そうした取組や行動に目を向けてもらうことも必要です。

【概要版】自治体向けの餌付け対策ガイド

～問題をこじらせないために～



はじめに 環境省の餌付けに対する基本的な考え方

近年、観光利用または個人の娯楽等を目的として野生動物に餌付けを行う事例が問題とされています。しかし、高病原性鳥インフルエンザの認識の高まり等により、ハクチョウ、カモ類等への餌付けを禁止する普及啓発が行われる一方で、観光利用のためにオジロワシ・オオワシ等を餌付けし個体を集めていると思われる事例は、引き続き報告されています。

環境省は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」で示されているとおり、生態系等に影響を生じさせるおそれがあることから、希少種を含めた野生動物への安易な餌付けを防止すべきと考えています。また、餌付けによる野生動物への影響を正しく理解することが必要であり、さらに地域の観光資源として、野生動物の観光利用について配慮及び検討をしていくことが望ましいと考えています。

餌付け対策の必要性

一筋縄ではいかない餌付け対策

野生動物への餌付け行為は、決して些末な問題ではありません。放っておくと非常に規模の大きな問題になることもあります。対応の仕方を誤ると、必要以上に問題がこじれることも少なくありません。同時に、多くの希少種が息づく北海道東部では、保全を目的とした人工給餌のありかたなどもしっかり検討する必要があります。餌付け行為をめぐる社会の軋轢を解消するためには、問題の把握と理解が必要です。

一口に餌付けや餌やりといっても、対象種も、目的も状況もさまざまです。餌付けという行為に対する考え方もそれぞれであり、野生動物に餌を与えることを積極的に推奨する人もいれば、否定する人もいて、統一の見解はありません。問題を必要以上にこじらせないためにも、状況に応じた対処が求められます。

本文書では、ワシ類をはじめとする希少鳥類への餌付け問題を念頭において、しかし餌付け問題はたいてい、さまざまな生物種や地域の事例を引き合いに論じられます。餌付けに関する国内外の状況や知見を広く理解したうえで、対象となる問題の位置づけを把握することが大事です。

なぜこじれるか～考え方はさまざま～

人間が餌を与える対象は非常に多岐に渡ります。庭を訪れる小鳥類から、公園でのリスやカモ類、観光地でのキツネやハクチョウなど。餌を与える目的も多様（次ページに解説）で、餌を与える場所もさまざまです。餌付けに対する考え方もさまざまで、野生動物に餌を与えるなどってのほかだと考える人もいれば、非常に素晴らしい行いだと思っている人もいます。

アメリカやイギリスでは、餌台を設置して野鳥に餌をやるのが非常に人気で、一大産業となっています。ただし、国立公園内などでの野生動物への餌付けについては、日本よりも厳しく規制されています。国や文化、宗教観などによっても、餌付けに対する考え方は異なります。

〇か×かという単純な問題ではありません

野生動物への餌付けについて、良いか悪いか、一律に可否を線引きをするのはなかなか難しいことです。とくに、考え方や価値観の異なる人がいるなかで、社会的な合意形成を得るのは容易ではありません。個々の状況に応じて、野生動物との最適な付き合い方を考える必要があります。



多様なシチュエーション

餌を与える目的・動機（直接的な餌付け）

1. 個人の興味・娯楽
2. 集客や商売
3. 教育や研究
4. 絶滅危惧種の保護・管理

野生動物に餌をやる目的や動機は人によって異なります。楽しいから、近くで見たいからという個人の娯楽目的で餌をやる人も少なくありません。なかでも近年とくに増加しているのが、写真撮影を目的とした餌付けです。対象を近くで撮影するために、餌で野生動物を近寄らせる行為が見受けられます。そうした動機付けは、旅館・飲食店、イベントなどの集客利用や、観光など営利目的につながる場合があります。誰がなんのために餌を与えているのか理解することは重要です。

餌付けと給餌

餌付けや給餌といった用語に厳密な定義はありませんが、一般的に「餌付け」は、餌を与えることで人間や特定の場所に野生動物を慣れさせるといったニュアンスを含みます。目的や動機を想定しない表現として、「餌やり」「餌やり行為」といった語句が用いられることもあります。

一方、「給餌」という用語は、おもに絶滅危惧種の保護・管理を目的とする場合に用いられます。個体数増加や繁殖率・生存率の上昇、特定地域への定着など、保全上の理由により、人間が栄養を供給する場合です。そのため、「給餌」という表現で行う行為については、保全上の必要性や、餌を与えることの効果などをしっかり把握・検討したうえで実施することが望ましいといえます。

絶滅危惧種の個体数維持・回復や、再導入のための給餌の例としては、ヨーロッパのシロエリハゲワシ(Griffon vulture)をはじめとしたハゲワシ類、アメリカのアカトビ(Red kite)などが知られています。いずれも、しっかりとした調査研究とともに、餌量や餌の種類、供給方法などが検討されたうえで実施されている。国内では、環境省の事業として、シマフクロウやタンチョウに対し、保全を目的とした給餌が行われている。



非意図的な餌付け（間接的な餌付け）

1. 一般廃棄ゴミ・ゴミ処理施設
2. 農作物・農業残滓
3. 漁業残滓・放流魚
4. 植林・植樹・街路樹

人間が意図しない餌の供給もあります。代表的なのが人間の出すゴミです。農作物なども野生動物の餌となります。オジロワシ・オオワシは、氷下待網漁などの漁業残滓に集まりますが、こうした間接的な餌も、過密などを引き起こすため注意を要します。エゾシカ残滓による鉛中毒や交通事故誘発も懸念されています。

人や社会への影響

1. 野生動物からの危害・攻撃
2. 人獣共通感染症の伝播
3. 農作物等への被害
4. 住環境の悪化
5. 社会的軋轢の喚起
6. 景観破壊



野生動物に餌を与えることが、人間の側に悪影響を与えることもあります。たとえば国内では、餌付けされたトビやイヌワシが食べ物を奪おうと人を攻撃する事例が知られています。

感情的な軋轢と社会的合意

自然環境や野生動物に対する価値観、人間がどう関わるかというスタンスは人それぞれです。餌付けに関する問題がこじれる背景には、多くの場合こうした感情的な対立が根底にあります。

野生動物に対しても愛玩動物のような接し方を望む人には、餌付けをして野生動物に近づいたり触れたりすることは好意的に受け取られます。一方、野生動物本来の自然な姿や景観を損なう、あるいは野生動物を私物化する行為だとして、餌付けを不快に感じる人もいます。

こうした感情や思想について、科学的に良い悪いを判断できるわけではありませんが、価値観の違いがあることを認識し、軋轢の緩和にむけた社会的合意を目指すことも必要です。

留意するポイント

- (1) 餌を与える人と、影響を被る人（個人・社会）が異なる場合がある。餌付けの行為者は、餌付けで生じる影響に気づいていないことが多い。
- (2) 野生動物観や自然観といった個人の価値観が、餌付け行為を迷惑と感じるかどうかを左右する。

野生動物・生態系への影響

餌付け行為が野生動物に与える影響として、大きくは以下の3つに整理できます。

- (1) 生存への影響
- (2) 行動や生態への影響
- (3) 生態系への影響

1. 生存への影響

1. 窒息等の事故
2. 栄養の偏りやストレスによる健康害
3. 病気への感染
4. ガラスへの衝突や交通事故の誘発
5. 他の人間による捕獲、殺傷

感染症の拡大に餌付けが関わっていると思われる例は、鳥類ではいくつか報告されています。ワシ類については、はっきりした事例は知られていませんが、過度な集中は感染症のリスクを増大させるとともに、ストレスや攻撃性を高めることが懸念されます。また餌への誘引が、交通事故を引き起こす事例が報告されています。

2. 行動や生態への影響

1. 繁殖生態の変化
2. 移動様式や行動パターンの変化
3. 採餌能力の低下
4. 人間または人工物への慣れ
5. 分布や行動圏の変化

餌の供給によって季節はずれの繁殖を行い、繁殖がうまくいかない例が知られています。また、生まれてくる子供の性が偏るといふ例もあります。イギリスでは、大量の餌台の設置により、ズグロムシクイという鳥が渡りをやめてしまいました。



3. 他種への影響、生態系への影響

1. 間接的な他種の増減
2. 種構成の変化
3. 生態系バランスへの影響

餌付けによる影響は、餌を与える対象個体や対象生物種だけでなく、それ以外の個体や種にも及びます。さらには周辺環境・生態系にまで影響が及ぶ可能性があります。鳥類への餌付け目的で池に大量に餌が投入された結果、地域固有の魚が死滅したと思われる例があります。

留意するポイント

- (1) かなり規模の大きな餌付け行為（餌量、給餌頻度、給餌する個体数）がある。
- (2) 小さな餌付け行為の集積により、総体として規模の大きな問題になりうる。

人がたくさん集まる観光地や鳥が多く集まる場所では、非常に数多くの個体が集合します。また、個別の行為であっても、同じ場所で違う人が繰り返して行ったりする場合は、全体として影響も大きくなります。

餌付けの影響を予測・評価する

餌付けの影響についての科学的な研究調査は、海外でもそれほど多くはなく、国内ではまだほとんどありません。近年、餌付け問題への注目度は高まっており、次第に関連する知見が増えてきています。そうした知見を参照し、問題となっている地域や対象生物について、どのような影響が生じうるのか、広い視点から予測し注意しておくことが必要です。インターネット上などには、間違った情報や見解も多数出回っています。できるだけ科学的かつ客観的な情報を収集するよう努めましょう。

- (1) 対象生物のおかれている状況によって餌付けの影響も変化する。
- (2) 餌を与えられる対象（動物個体、動物種）と、影響を被る対象（動物種、生態系）が異なる場合がある。

人間が供給する餌への反応やその影響も、対象とする生物や個体群の状況によって常に変化します。また、餌を与える対象生物や、与える餌の種類などが同じでも、周囲の状況によって悪影響が生じる場合とそうでない場合があります。先行研究や国内外の知見を参考にしつつも、対象地域の状況に応じて、影響を予測したり対応策を検討したりしましょう。実際の餌付け状況や対象種の動向を把握し、多面的な影響を予測しておくことが重要です。



野生動物への餌付け行為の実態及び対応状況に関する調査票

※選択項目は、をクリックするとがつきます。

I. 基本情報

問1. 貴自治体についてお伺いします。

- (1) 振興局・市町村名 () 振興局・市・町・村)
- (2) 担当部署名 ()
- (3) 担当者職名 ()

II. 餌付け行為の確認状況について

問2. 管内において野生動物への餌付け行為を確認していますか？

- 意図的な餌付け行為を確認している 間接的な餌資源の供給を確認している
- 両方確認している どちらも確認していない 把握していない

問3. 餌を与えられている（食べている）対象の動物は何ですか？（複数選択可）

- ヒグマ キタキツネ エゾシカ アライグマ カラス類 ハト
- タンチョウ オジロワシ・オオワシ 対象動物はいない その他 ()

問4. 餌付け行為の主な発生場所はどこですか？（複数選択可）

- 住宅地 公園 農地周辺 漁港周辺 河川・湖沼・海岸 道路上
- 観光地 キャンプ場 餌付け行為は無い その他 ()

問5. 間接的な餌資源の供給源は何ですか？（複数選択可）

- 生ごみの不適切管理 農作物残渣の放置 漁業残渣の放置 堆肥の野積み
- 狩猟によるエゾシカ残渣の放置 交通事故・列車事故による野生動物の死体
- ペット用餌の屋外放置 観光施設からの食品廃棄物 キャンプ・バーベキューの残渣
- 把握していない 餌資源の供給は無い その他 ()

問6. 餌付け（直接・間接）に関連すると考えられる問題や懸念はありますか？（複数選択可）

- 人への攻撃リスクの増加 市街地への出没頻度の増加 交通事故 農林水産業被害
- 個体の局所的な集中 人慣れの進行 感染症リスクの増大 苦情の増加
- とくに問題や懸念はない 不明・分からない その他 ()

問7. 過去5年間に餌付けに関連すると考えられる問題事案はありますか（ありました）か？

- 現在問題がある 過去にあった ない・なかった

“ある”、“過去にあった”場合は具体的にご記入ください。

環北地野発第2602263号

環北地釧発第26022610号

令和8年2月26日

北海道環境生活部長 殿

北海道地方環境事務所長

(公 印 省 略)

釧路自然環境事務所長

(公 印 省 略)

北海道内における野鳥での高病原性鳥インフルエンザの
感染・まん延防止に向けた取組の周知徹底について (依頼)

鳥獣保護管理及び希少野生生物保護行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨期には道内における野鳥での高病原性鳥インフルエンザ感染確認件数が過去最多となり、今期についても既に複数の感染事例が報告されている状況です。

このため、当省においても、野鳥の監視強化を進めているところですが、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を防止するためには、個体間の接触の機会を増やすことにつながる餌やり等の行為や生ごみ等の適切な処分についても改めて周知徹底を図っていくことが重要です。

つきましては、貴管下振興局及び市町村への下記取組の周知徹底について、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 高病原性鳥インフルエンザの伝播につながる餌やりやそれに類する行為は行わない

鳥類への安易な餌やりやそれに類する行為（以下「餌やり等」という。）は、個体間の接触機会を増やすことにより、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を招く可能性があるとともに、餌やり等を行った者がウイルスを伝播してしまうおそれがあります。

2. 生ごみや漁業に伴う不要魚、エゾシカの狩猟残滓等は放置せず、適切に処分する

不適切な生ごみの処理や漁業に伴う不要魚、エゾシカの狩猟残滓等の放置は、結果として鳥類の餌付けにつながり、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を招く可能性があります。また、生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなります。

3. 同じ場所で多くの野鳥などが死亡している場合には、お近くの地方環境事務所や振興局、市町村役場にご連絡ください

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんが、死亡又は衰弱した野鳥を発見した場合には、素手で触らず、お近くの地方環境事務所や振興局、市町村役場まで御連絡ください。

(参考) 高病原性鳥インフルエンザに関する情報

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

以上

担当

北海道地方環境事務所野生生物課

クマ対策専門官 武田 忠義

電話 011-299-1954

釧路自然環境事務所野生生物課

自然保護官 君島 裕介

電話 0154-32-7500

羅臼海域における海ワシ類への餌付け等に係る対策について

1. 背景

羅臼町の海域において、鯨類や海ワシ類をはじめとする海域の野生動物の保護と持続可能な利用の両立を図ることを目的として、羅臼町で運行している観光船事業者、観光協会、羅臼町、知床財団等を構成機関とする羅臼海域連絡協議会を令和2年から設置（事務局：羅臼自然保護官事務所）している。

協議会の取組として、各観光船事業者の撒く餌の量やワシ飛来数等について、観光船事業者からの報告をもとに集計し、情報共有している。また観光船利用者に対し満足度アンケートを実施し、撒く餌の量の多寡がワシの飛来数や利用客の満足度に影響するのかを注視しながら、餌付け削減の議論を継続している。

2. 令和6年度（2025年1月～3月）モニタリング結果について

（1）使用した餌量

2025年シーズンは昨シーズンと比べ使用した餌量が全体で約257kg削減（図1）。1便あたりの餌使用量も削減に転じている（図2）。

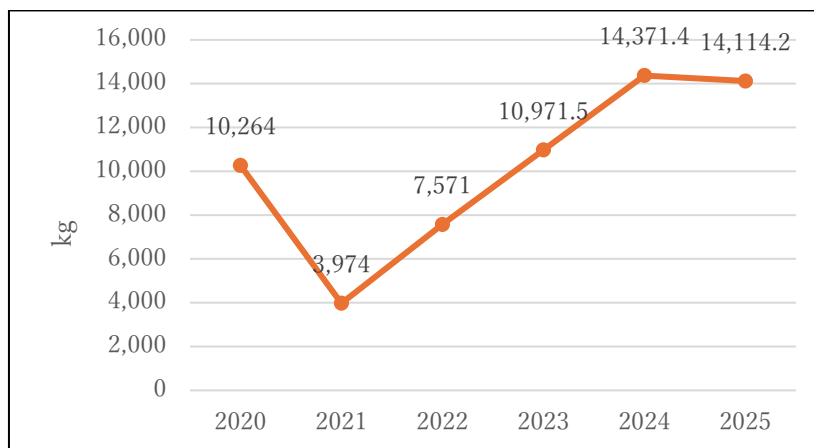


図1. 餌量（総計）の推移

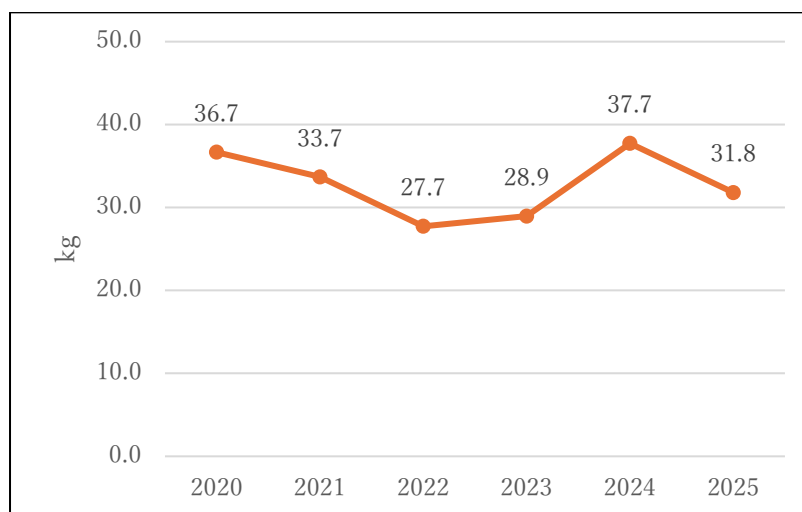


図2. 1便あたりの餌量の推移

(2) 海ワシ飛来数

観光船事業者に運行中、船の周りに飛来した海ワシの数の記録を依頼。2025 年は流水の到来が遅かったことも影響し、1 便あたりの平均飛来数は約 38% 減少した (図 3)。

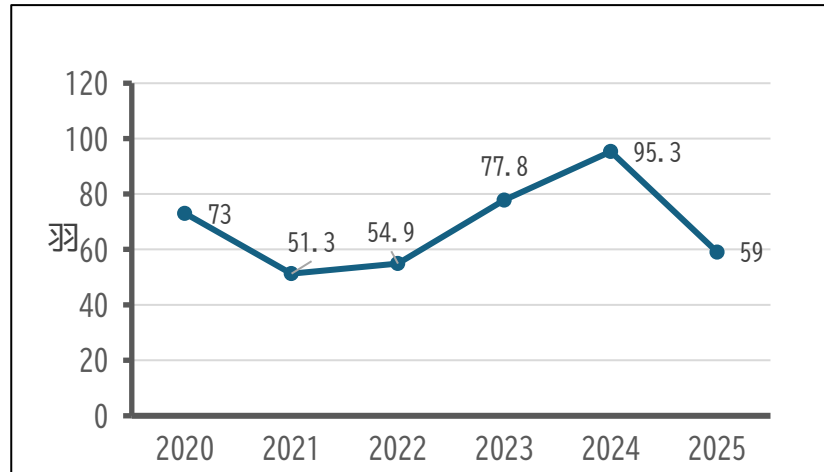


図 3. 1 便あたりの海ワシ飛来数

3. 利用者アンケート調査について

餌量削減に向けた取組みの一環として観光船利用者へのアンケートを実施。ワシの多寡に関する評価や満足度を調査している (別紙 1)。

2025 年の調査では利用者の約 80% がワシの数が「多い」または「非常に多い」と回答。満足度も 94% が高評価であり、観光船事業に対する餌量及びワシ飛来数の減少の影響は軽微と推測される。

4. 今後の取組について

当面の間はアンケート調査の結果をもとに、利用者からのワシ数の評価や満足度が基準値より低下しない限り、協議会で議論をしながら餌量の削減にむけて取組を進めていく方針。



図 4. 餌量削減のイメージフロー

海ワシ類ウォッチングに関するアンケート

羅臼町は世界的に希少なオオワシやオジロワシ（以下、海ワシ類）の主要な越冬地であり、とても身近に海ワシ類を観察することができます。このアンケートは、「安定した海ワシウォッチング」と「海ワシ類の保全」の両立を目指すため、給餌の方法や海ワシの飛来数の調査とあわせて、海ワシウォッチングを体験した皆様の満足度を知る目的で実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

- 海ワシウォッチングクルーズはお楽しみいただけましたでしょうか。

次の項目について、当てはまるものひとつにチェック☑を入れてください。

1	ぜんたい まんぞくど 全体の満足度	<input type="checkbox"/> 1 非常に悪い	<input type="checkbox"/> 2 悪い	<input type="checkbox"/> 3 どちらでもない	<input type="checkbox"/> 4 良い	<input type="checkbox"/> 5 非常に良い
2	ふね み うみ かず 船から観た海ワシの数	<input type="checkbox"/> 1 非常に少ない	<input type="checkbox"/> 2 少ない	<input type="checkbox"/> 3 適切	<input type="checkbox"/> 4 多い	<input type="checkbox"/> 5 非常に多い
3	うみ るい かいせつ りょう 海ワシ類についての解説の量	<input type="checkbox"/> 1 非常に少ない	<input type="checkbox"/> 2 少ない	<input type="checkbox"/> 3 適切	<input type="checkbox"/> 4 多い	<input type="checkbox"/> 5 非常に多い
4	たいおう ふね ふんいき スタッフの対応や船の雰囲気	<input type="checkbox"/> 1 非常に悪い	<input type="checkbox"/> 2 悪い	<input type="checkbox"/> 3 どちらでもない	<input type="checkbox"/> 4 良い	<input type="checkbox"/> 5 非常に良い
5	かぞく ゆうじん すず 家族や友人に勧めたいか	<input type="checkbox"/> 1 まったくそう 思わない	<input type="checkbox"/> 2 そう思わない	<input type="checkbox"/> 3 どちらでもない	<input type="checkbox"/> 4 そう思う	<input type="checkbox"/> 5 つよくそう思う

- 海ワシウォッチングに対する要望・感想などについて、自由にお書きください。（省略可）

例) 専門的な解説が欲しい / 飲み物や軽食のサービスが欲しい / 暖房をもっと強くしてほしい

- あなたについて、当てはまるものひとつにチェック☑を入れてください。

1	クルーズ中、一番目に見た かったもの	<input type="checkbox"/> 海ワシ <input type="checkbox"/> その他の海鳥 <input type="checkbox"/> 知床や国後島の冬景色 <input type="checkbox"/> 流水 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	クルーズ中、二番目に見た かったもの	<input type="checkbox"/> 海ワシ <input type="checkbox"/> その他の海鳥 <input type="checkbox"/> 知床連山や国後島の冬景色 <input type="checkbox"/> 流水 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3	海ワシクルーズ船に乗った 主な理由(アクティビティ)	<input type="checkbox"/> 写真・動画撮影 <input type="checkbox"/> 自然観察 <input type="checkbox"/> 観光(動物・風景の観賞) <input type="checkbox"/> バックツアー <input type="checkbox"/> その他（ ）
4	冬の海ワシクルーズ船に 乗るのは何シーズン目か	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 シーズン以上（ ）
5	冬の海ワシクルーズ船に 乗るのは何回目か	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回以上（ ）
6	普段お住まいの地域	<input type="checkbox"/> 羅臼町内 <input type="checkbox"/> 羅臼町外・日本国内→（ ）都・道・府・県 <input type="checkbox"/> 海外→（ ）
7	あなたの年齢	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20~30代 <input type="checkbox"/> 40~50代 <input type="checkbox"/> 60代~70代 <input type="checkbox"/> 80代以上
8	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回答したくない

アンケート調査にご協力頂き、ありがとうございました。

【調査責任者】(公財)知床財団 ※この調査は、観光船各社のご協力を得て実施しています。
お問い合わせ：0153-87-2828 (羅臼ビジターセンター内・知床財団 担当：)

※調査員記入⇒乗船日時： 月 日 時出航/船名：

列車事故対策に係る取組みについて**1. 背景**

近年、国内におけるオジロワシ及びオオワシ（以下、「海ワシ類」という。）の主要な生息地である北海道東部ではエゾシカの生息数が急増しており、付随してエゾシカと列車との衝突事故も増加している。エゾシカと列車の衝突事故により生じたエゾシカ轢死体は、これを餌として認識した海ワシ類を強く誘引し、毎年 20 件以上発生している海ワシ類の列車衝突事故発生 の 主要因のひとつとなっている。

環境省釧路自然環境事務所では関係機関と連携し、エゾシカ及び海ワシ類の列車事故を防止及び低減するため、様々な角度からの施策に取り組んでいる。

2. 傷病の発生状況

令和 7 年度、列車事故による傷病個体はオジロワシが 13 羽、オオワシが 5 羽発生した。発生場所については、釧路自然環境事務所管内が 4 件、北海道地方環境事務所管内が 14 件であった（昨年度：釧路管内 13 件、札幌管内 3 件）。

表 1. 令和 7 年度 列車事故発生状況（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日）

年	期 日	種 名	場 所
令和 7 年 (2025)	4 月 4 日	オオワシ	△南富良野町
	4 月 8 日	オジロワシ	△池田町
	5 月 2 日	オジロワシ	△豊頃町
	7 月 15 日	オジロワシ	●厚岸町
	8 月 13 日	オジロワシ	●斜里町
	11 月 21 日	オジロワシ	△幌延町
	12 月 7 日	オジロワシ	△稚内市
	12 月 11 日	オジロワシ	△札幌市
	12 月 24 日	オジロワシ	△名寄市
	12 月 28 日	オオワシ	△豊富町
	12 月 30 日	オジロワシ	△新得町
令和 8 年 (2026)	1 月 4 日	オジロワシ	△占冠村
	1 月 8 日	オオワシ	●厚岸町
	1 月 19 日	オジロワシ	△音威子府村
	1 月 26 日	オジロワシ	△名寄市
	1 月 26 日	オオワシ	●厚岸町
	1 月 28 日	オジロワシ	△新得町
	1 月 30 日	オオワシ	△名寄市

(種内訳)

オジロワシ 13 羽 オオワシ 5 羽

(地域別発生件数)

●釧路管内 4 件 △札幌管内 14 件 計 18 件

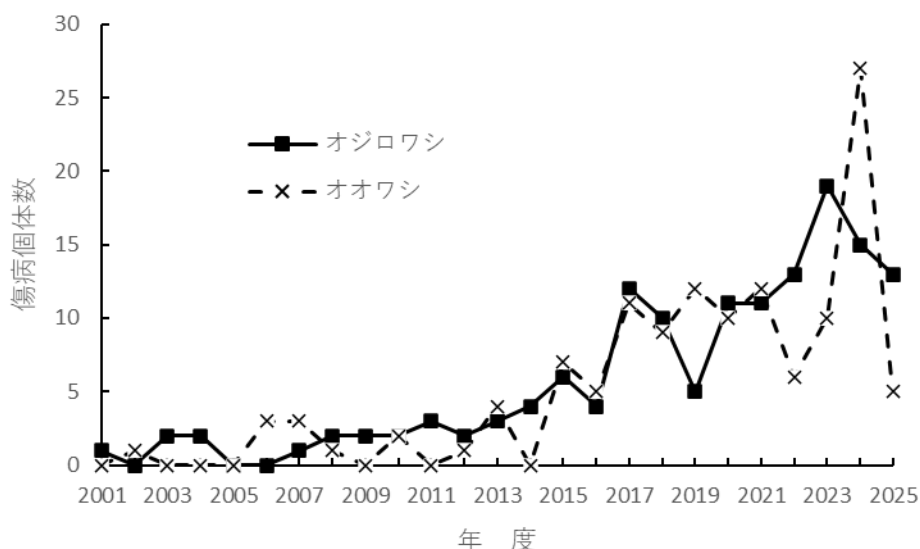


図1. 傷病個体数 (レールキル) の推移 (2001年度～2025年度：2026/1/31 時点値)

3. 令和6年度までの取組み

(1) エゾシカ覆隠シートの開発と試行運用

オジロワシ・オオワシの列車事故対策として、猛禽類医学研究所、釧路自然環境事務所、JR 北海道釧路支社および加賀テント工業所の4者の協働により、エゾシカ覆隠シート (以下、「覆隠シート」という。)を開発した。

覆隠シートの目的は、①エゾシカ轢死体をオジロワシ・オオワシから視認されないようにすること、②運転士によるエゾシカ轢死体の線路からの撤去が迅速且つ衛生的に行えることの2つあり、この2つの目的を満たすための改良を継続的に行ってきた。

令和6年度にエゾシカ覆隠シートの開発を完了した (図2)。令和7年3月から JR 北海道釧路支社において、花咲線で試行運用を開始していただいている。



図2. エゾシカ覆隠シート

(2) オジロワシ・オオワシ及びエゾシカ列車事故発生リスクマップの作成 (花咲線)

過年度にオジロワシ・オオワシ及びエゾシカの列車との衝突事故が発生した箇所の位置情報、傾斜角、カーブ等の事故要因要素等を組み合わせて GIS 解析を行い、リスクマップを作成した。リスクマップは、各種勉強会等で活用頂いた。

(3) ポスターによる普及啓発

海ワシ類の列車事故対策の状況や取組を通じて、野生生物と人間社会との軋轢の現状や生物多様性保全の必要性等に対する理解醸成を深めるための普及啓発ポスターを作成した (図3)。普及啓発ポスターは、規格は A 1 サイズ (594 mm×841 mm) とし、3 枚一組となるよう制作した。ポスター制作にあたっては、野生生物を題材

にしたポスター等の制作実績のあるグラフィックデザイナーの参画と監修のもと、環境省担当官や JR 北海道担当者と協議調整した。

ポスターでは文字数を抑え、海ワシ類等の生態・生息状況の概説、列車事故発生の背景などをデザインで紹介できるようにした。

完成したポスターは JR の 3 駅（釧路駅、厚岸駅、根室駅）で掲示している。



図 3. 普及啓発ポスター

4. 令和 7 年度の取組み

(1) オジロワシ・オオワシ及びエゾシカ列車事故発生リスクマップの作成（釧網線）

過年度にオジロワシ・オオワシ及びエゾシカの列車との衝突事故が発生した箇所の位置情報、傾斜角、カーブ等の事故要因要素等を組み合わせて GIS 解析を行い、リスクマップを作成する。リスクマップは、運転時の注意喚起のほか、減速運転の実施区間の設定や防鹿柵の設置箇所の検討等に活用頂く。

(2) エゾシカ覆隠シート試用結果の効果検証

令和 7 年 3 月 1 日から花咲線において列車運転士による試用が開始されているエゾシカ覆隠シートの試用結果の効果検証を行う。

効果検証は令和 7 年 3 月及び令和 7 年 12 月頃～令和 8 年 3 月上旬頃に予定しているエゾシカ覆隠シート使用事案を対象とし、JR 北海道釧路支社より提供される同事案にかかる使用状況・使用結果にかかる情報をもとにした。効果検証に際しては、令和 6 年度業務にて作成した花咲線におけるリスクマップ、列車運転・線路環境管理に係る参考資料の見直しの観点もふまえた考察を併せて行う。

5. その他

(1) 「野生生物と交通」シンポジウムでの事例発表

令和 7 年 11 月 21 日に札幌コンベンションセンターで開催された第 25 回「野生生物と交通」シンポジウムにて以下の 2 題を発表し、取組みの理解醸成を行った。

- ・ JR 花咲線におけるエゾシカ衝突事故リスクマップ作製の試み
小林恒平（特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所）ほか
- ・ 野生動物との衝突事故を防ぐための環境省釧路自然環境事務所と JR 北海道釧路支社の連携した取組み
君島裕介（環境省釧路自然環境事務所）ほか